

『吾妻鏡』の批判的研究

—その表現と用字のあり方—

野口武司

一

鎌倉幕府の半公的史乗たる『吾妻鏡』には、たとえば、

○檢非違使兼綱。光長等。相_ニ率隨兵_一。參_ニ彼_ニ三條高倉御所_一。先_レ之。得_ニ入道_ニ三品之告_一。逃出御_一。

治承四年五月十五日条

○今晚。北条殿俄進_ニ一_ニ発豆州_一給。是依被_レ鬱_ニ一_ニ陶宗親御勘発事_一也。

寿永元年十一月十四日条

○武衛為_レ追_ニ一_ニ討前内府已下平氏等_一。以_ニ源九郎主_一。可_レ遣_ニ西海_一吏。被_レ申_ニ仙洞_一云々。

元暦元年七月三日条

などという諸記事にもみられるように、ある特定の人物ないしはその人物の行為・行動に敬意を表わし、あるいは親情を添えて、さらにあるいは、ある事柄・事蹟に畏敬の念を抱懷して「タマフ」「給」「御」と表現したり、人物名の下に「殿」や「主」の文字を付記したりする事例が頻見される。ここでは、これらの事例のあり方の実態を精査し、これに検討を加えることにより、同書の成立や性格の一斑を闡明するための一助と致したい。これが本稿作成の目途とする

ところであり、また、こうした追究視角を以てする小稿は、本誌前号掲載論文『吾妻鏡』の編纂について——その記事と用字のあり方——の続編を成すものでもある。

二

まず、「給」や「御」の文字を以て「タマフ」と表現されている者、ないしは事柄・事蹟のうち、それが果して如何なる人物であるか、はたまた、如何なる事柄・事蹟であるかを具象的に特定することが可能なものすべてを抽出し、その所見条を掲示するとともに、それらを氏族別に、あるいは事柄・事蹟別等に分類整理し、その内訳を分かり易くまとめて掲記することからはじめよう

(各事例に列挙番号を付し、そのうち「御」字を以て表現されている事例には○印を記してある。各事例のそれに随うとともに、件の事例記載下の括弧内には、当該人物・事柄・事蹟についての簡単な説明として、その出自・属柄・内容等を補記しておいた。そして各事例下に記す数字は所見条年月日、○印付月は閏月、○印付条は「御」字を以て表現されている事例の所見条を各々示す。さらに、「タマフ」の表現に当てられている文字として、「給」のほか、「賜」がまま見受けられるけれど、これは国史大系本などでも「當作給」とされているように、「給」とされるを妥当と考うべきであるから、小稿では、「御」字との対比を重視する意味において、そうした「賜」字を「給」字に改め直して処理してある。また、たとえ「御」字でも、たとえば、「入御」「出御」「移御」「供御」などのように、熟語として間にハイフンを挿入して訓まれるべき、あるいはそう訓まれるのが順当・穩当とみられる場合は、それらを除外してある。なお、小稿で挙示する事例は、ナマの史料を略々そのままの形で引載しているものとみられる所謂文書形式部分以外の、所謂地文形式部分に所見されるものに限られていることを序めお断わりしておく。)

①、一院第二宮 (後白河天皇皇子以仁王) …………… 治承 4 4 9、4 5 15、4 5 15、4 5 16、4 5 26、4 5 26、

文治 2 4 4、2 4 4 条の八例 (「給」字三例、「御」字五例)

②、前武衛將軍 (源義朝子息頼朝) …………… 治承 4 4 27、4 4 27、4 6 19、4 6 19、4 6 27、4 7 5、4 7 23、4 8 4、

4 8 4、4 8 6、4 8 6、4 8 13、4 8 16、4 8 16、4 8 17、4 8 17、4 8 18、4 8 19、4 8 20、4 8 23、4 8 23、

4 8 23、4 8 24、4 8 24、4 8 24、4 8 24、4 8 24、4 8 24、4 8 24、4 8 24、4 8 24、4 8 24、4 8 24、

4 8 25、4 8 25、4 8 28、4 8 29、4 9 3、4 9 3、4 9 5、4 9 9、4 9 9、4 9 9、4 9 9、4 9 11、4 9 11、4 9 11、

4 9 12、4 9 13、4 9 17、4 9 17、4 9 17、4 9 17、4 9 29、4 10 1、4 10 2、4 10 2、4 10 2、4 10 2、4 10 7、4 10 7、

2 6 11、	2 2 6、	1 12 30、	1 10 11、	1 8 27、	2 6 13、	2 4 14、	2 1 22、	1 9 17、	1 6 1、	3 4 4、	1 11 14、	寿永 1 6 1、	1 12 11、	5 ② 27、	4 11 17、	4 10 21、	4 10 12、
2 6 15、	2 2 6、	1 12 30、	1 10 22、	1 8 30、	2 6 20、	2 4 14、	2 2 12、	1 9 20、	1 6 1、	3 4 6、	1 11 14、	1 6 5、	2 1 1、	5 ② 27、	4 11 26、	4 10 23、	4 10 12、
2 6 17、	2 3 2、	2 1 3、	1 10 24、	1 8 30、	2 6 25、	2 4 29、	2 2 18、	1 10 15、	1 6 5、	3 4 6、	3 1 3、	1 6 5、	2 1 28、	5 3 1、	4 11 26、	4 10 27、	4 10 12、
2 6 25、	2 3 8、	2 1 3、	1 10 29、	1 8 30、	2 7 7、	2 5 1、	2 2 19、	1 11 6、	1 6 16、	3 4 10、	3 1 17、	1 6 5、	2 2 15、	5 4 1、	4 12 16、	4 10 27、	4 10 16、
2 7 24、	2 3 12、	2 1 3、	1 10 29、	1 9 1、	2 7 7、	2 5 2、	2 2 19、	1 11 6、	1 6 16、	3 4 15、	3 1 23、	1 6 7、	2 2 15、	5 6 19、	4 12 16、	4 11 4、	4 10 16、
2 7 25、	2 4 8、	2 1 7、	1 11 7、	1 9 2、	2 7 12、	2 5 5、	2 3 2、	1 11 6、	1 6 16、	3 4 15、	3 1 23、	1 6 7、	2 2 15、	5 6 21、	4 12 20、	4 11 5、	4 10 18、
2 7 28、	2 4 8、	2 1 19、	1 11 7、	1 9 3、	2 7 15、	2 5 11、	2 3 3、	1 11 21、	1 6 17、	元曆 1 4 18、	3 2 21、	1 6 8、	2 3 9、	5 7 8、	4 12 22、	4 11 7、	4 10 18、
2 8 6、	2 4 8、	2 1 26、	1 11 7、	1 9 3、	2 7 23、	2 5 21、	2 3 4、	1 11 26、	1 6 20、	1 4 20、	3 3 9、	1 8 18、	2 3 15、	養和 1 7 20、	4 12 25、	4 11 8、	4 10 19、
2 8 9、	2 4 20、	2 1 28、	1 11 8、	1 9 18、	2 7 29、	2 6 7、	2 4 11、	1 11 26、	1 6 23、	1 4 20、	3 3 10、	1 9 23、	2 4 5、	1 7 20、	5 1 1、	4 11 8、	4 10 20、
2 8 15、	2 4 21、	2 1 28、	1 11 12、	1 9 18、	2 8 4、	2 6 7、	2 4 11、	1 11 26、	1 6 23、	1 4 21、	3 3 18、	1 9 25、	2 4 5、	1 7 20、	5 2 10、	4 11 8、	4 10 21、
2 8 15、	2 6 1、	2 1 29、	1 12 7、	1 9 29、	文治 1 8 24、	2 6 7、	2 4 11、	1 12 1、	1 7 20、	1 5 15、	3 3 22、	1 9 26、	2 4 5、	1 8 15、	5 ② 20、	4 11 8、	4 10 21、
2 8 18、	2 6 9、	2 2 2、	1 12 21、	1 10 3、	1 8 24、	2 6 7、	2 4 11、	1 12 25、	1 8 6、	1 5 19、	3 3 27、	1 11 12、	2 4 20、	1 8 27、	5 ② 21、	4 11 8、	4 10 21、
2 8 26、	2 6 10、	2 2 6、	1 12 23、	① 10 9、	1 8 24、	2 6 7、	2 4 11、	2 1 21、	1 8 8、	1 5 19、	3 3 28、	1 11 12、	2 5 16、	1 10 20、	5 ② 21、	4 11 17、	4 10 21、

2	2	1	1	1	1	5	5	5	5	5	5	4	4	3	3	3	2
9	1	12	11	9	4	11	9	9	8	7	6	12	6	12	10	3	8
21、	15、	1、	6、	18、	20、	17、	21、	9、	14、	25、	24、	6、	9、	1、	3、	18、	27、
2	2	1	1	1	1	5	5	5	5	5	5	4	4	3	3	3	2
9	1	12	11	9	5	11	9	9	8	7	6	12	6	12	10	3	9
21、	28、	1、	7、	20、	12、	17、	21、	11、	20、	26、	29、	18、	11、	2、	3、	19、	5、
2	2	1	1	1	1	5	5	5	5	5	5	4	4	3	3	3	2
11	1	12	11	10	6	11	9	9	8	7	6	12	6	12	10	4	9
22、	28、	1、	7、	3、	14、	17、	23、	11、	20、	26、	30、	30、	17、	7、	4、	18、	7、
2	2	1	1	1	1	5	5	5	5	5	5	5	4	3	3	3	2
11	2	12	11	10	6	12	9	9	8	7	6	1	7	12	10	6	9
27、	4、	2、	9、	3、	23、	6、	27、	11、	20、	28、	30、	13、	28、	18、	5、	13、	15、
2	2	1	1	1	1	5	5	5	5	5	5	5	4	4	3	3	2
12	2	12	11	10	6	12	9	9	8	7	6	3	7	1	10	7	10
15、	15、	2、	9、	3、	23、	6、	28、	14、	21、	28、	30、	13、	28、	1、	9、	19、	1、
2	2	1	1	1	1	6	5	5	5	5	5	5	4	4	3	3	2
12	2	12	11	10	7	2	9	9	8	7	6	3	8	1	10	7	10
15、	15、	3、	9、	9、	15、	5、	28、	14、	21、	29、	30、	22、	20、	18、	13、	23、	24、
2	2	1	1	1	1	6	5	5	5	5	5	5	4	4	3	3	2
12	2	12	11	10	7	2	10	9	8	8	7	3	8	1	10	7	10
29、	15、	4、	9、	12、	27、	10、	19、	16、	22、	7、	8、	22、	30、	20、	29、	28、	27、
2	2	1	1	1	1	3	5	5	5	5	5	5	4	4	3	3	3
⑫	3	12	11	10	8	9、	10	9	9	8	7	4	9	1	11	8	1
18、	6、	5、	9、	25、	16、	6	26、	16、	2、	10、	9、	19、	14、	26、	21、	9、	15、
2	2	1	1	1	1	3	5	5	5	5	5	5	4	4	3	3	3
⑫	3	12	11	10	8	20、	11	9	9	8	7	④	9	2	11	8	1
25、	8、	9、	9、	25、	19、	6	1、	18、	2、	10、	14、	1、	14、	21、	21、	20、	18、
2	2	1	1	1	1	4	5	5	5	5	5	5	4	4	3	3	3
⑫	4	12	11	10	8	3、	11	9	9	8	7	④	11	3	11	9	3
27、	26、	11、	11、	25、	28、	6	3、	18、	4、	11、	16、	4、	1、	10、	21、	4、	4、
3	2	1	1	1	1	4	5	5	5	5	5	5	4	4	3	3	3
1	4	12	11	10	8	4、	11	9	9	8	7	④	11	3	11	9	3
21、	30、	14、	12、	25、	28、	建久	7、	19、	7、	12、	16、	4、	9、	17、	25、	22、	8、
3	2	1	1	1	1	1	5	5	5	5	5	5	4	4	3	3	3
2	6	12	11	10	9	4	11	9	9	8	7	④	11	4	12	10	3
5、	7、	14、	23、	27、	3、	19、	8、	20、	7、	12、	19、	8、	18、	21、	1、	2、	8、
3	2	1	1	1	1	1	5	5	5	5	5	5	4	4	3	3	3
4	9	12	12	11	9	4	11	9	9	8	7	6	11	6	12	10	3
2、	18、	19、	1、	5、	15、	19、	17、	21、	7、	13、	25、	7、	22、	4、	1、	2、	10、

3 4 4、 3 5 12、 3 5 19、 3 6 13、 3 7 20、 3 7 26、 3 7 27、 3 7 29、 3 8 5、 3 8 24、 3 11 25、 3 12 23、 4 1 14、 4 2 27、 4 3 14、 4 3 21、 4 3 25、 4 4 29、 4 5 1、 4 5 8、 4 5 10、 4 5 16、 4 5 22、 4 5 28、 4 6 7、 4 6 7、 4 7 2、 4 7 10、 4 8 9、 4 8 9、 4 8 10、 4 9 18、 4 9 26、 4 10 28、 4 10 29、 4 11 15、 5 2 22、 5 3 16、 5 4 7、 5 4 16、 5 5 2、 5 5 29、 5 6 15、 5 6 28、 5 7 14、 5 7 28、 5 8 8、 5 8 26、 5 ⑧ 1、 5 ⑧ 3、 5 ⑧ 15、 5 10 9、 5 10 9、 5 10 25、 5 10 25、 5 10 25、 5 11 7、 5 11 21、 5 12 28、 6 1 27、 6 2 13、 6 2 14、 6 3 4、 6 3 4、 6 3 9、 6 3 10、 6 3 11、 6 3 12、 6 3 13、 6 3 14、 6 3 16、 6 3 20、 6 3 29、 6 4 3、 6 4 12、 6 4 15、 6 4 21、 6 4 21、 6 4 24、 6 4 27、 6 5 10、 6 5 18、 6 5 18、 6 5 20、 6 5 20、 6 5 20、 6 5 20、 6 5 23、 6 6 21、 6 6 23、 6 6 24、 6 6 25、 6 6 29、 6 7 2、 6 7 6、 6 8 10、 6 10 15、 6 10 21、 6 10 28、 ⑩ 2 6、 10 3 11、 10 3 23、 正治 1 8 19、 1 8 20、 建仁 1 5 6、 1 11 13、 元久 2 6 21、 承元 4 3 14、 建曆 2 2 28、 2 2 28、 建保 4 6 8、 4 9 18、 4 9 18、 嘉禄 2 11 8、 安貞 2 2 4、 宝治 2 2 5、 建長 5 11 25 の六五二例〔給〕字六四九例、「御」字三例

③、 上皇（後白河天皇皇子憲仁、高倉上皇）……………治承 4 4 27 の一例〔給〕字ナシ、「御」字一例

④、 御台所（北条時政子女政子）……………治承 4 8 18、 4 8 19、 4 9 2、 4 9 2、 4 10 11、 4 10 11、 寿永 1 11 10、 元暦 1 6 27、 2 1 21、 2 5 1、 文治 2 1 28、 2 2 6、 2 4 8、 ② 9 16、 3 1 1、 3 12 16、 5 4 18、 5 ④ 2、 建久 2 1 23、 3 7 8、 4 8 29、 5 1 29、 5 2 3、 5 ⑧ 2、 5 10 25、 5 12 28、 6 2 14、 6 3 9、 6 3 29、 6 4 3、 6 6 18、 6 8 17、 10 3 5、 正治 1 8 20、 ② 13、 2 3 14、 2 7 6、 建仁 1 11 13、 2 2 29、 2 3 15、 3 5 20、 3 9 2、 3 12 1、 元久 3 2 8、 承元 2 10 10、 3 12 13、 4 6 8、 4 6 8、 ④ 8 16、 建曆 2 3 9、 ③ 4 4、 建保 4 8 19、 5 8 16、 6 2 4、 6 2 4、 6 4 29、 6 4 29、 6 5 4、 ⑥ 6 27、 6 10 26、 7 2 13、 貞応 1 10 26、 3 1 4、 3 5 4、 3 7 11、 3 7 17、 嘉禄 1 6 16、 1 6 16、

- 10、左典廐（源為義子息義朝）……………治承4 9 11、4 9 11、文治1 8 30、3 2 9、5 9 7、5 9 7、5 9 7、建久1 10 29の八例（「給」字八例、「御」字ナシ）
- 11、尊神（伊勢大神）……………治承4 9 11の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 12、高橋判官盛綱（平盛俊子息カ）……………治承4 10 19の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 13、中納言法眼円晁（後三条天皇皇子輔仁曾孫、行惠子息、源義家外孫）……………寿永1 9 20、文治5 6 11の二例（「給」字二例、「御」字ナシ）
- 14、牧御方（牧宗親子女、北条時政室家）……………寿永1 11 10、建久2 11 12、2 12 1の三例（「給」字三例、「御」字ナシ）
- ⑮、常陸国鹿島神社……………**寿永3 1 23**、**元曆1 12 25**の二例（「給」字ナシ、「御」字二例）
- 16、志水冠者（源義仲子息義高）……………元曆1 4 21、1 4 21の二例（「給」字二例、「御」字ナシ）
- ⑰、姫公（源頼朝子女大姫）……………元曆1 4 21、1 4 21、1 4 26、1 4 26、1 6 27、文治2 5 17、2 5 27、**2 9 16**、3 2 23、**建久2 11 8**、5 8 18、5 8 18、6 2 14、6 3 29、6 4 3、6 6 18、6 10 15の一七例（「給」字一五例、「御」字二例）
- 18、池前亜相（平忠盛子息頼盛）……………元曆1 6 1、1 6 1の二例（「給」字二例、「御」字ナシ）
- ⑱、先帝（高倉天皇皇子言仁、安徳天皇）……………**元曆2 2 19**、**2 3 24**、貞永1 7 8の三例（「給」字一例、「御」字二例）
- 20、三州（源義朝子息範頼）……………元曆2 2 29の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- ⑳、建礼門院（平清盛子女徳子）……………**元曆2 3 24**、**2 5 1**の二例（「給」字ナシ、「御」字二例）
- ㉑、賢所（尊神別体）……………元曆2 3 24、**2 4 24**の二例（「給」字一例、「御」字一例）
- ㉒、神璽（尊神別体）……………**元曆2 4 24**の一例（「給」字ナシ、「御」字一例）
- 24、大織冠（中臣御食子子息藤原鎌足）……………元曆2 6 21の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

- 25、右大臣(菅原是善子息道真)……………元暦2621の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 26、左典廐(一条〔藤原〕通重子息能保)……………文治1115、489、建久1118の三例〔給〕字三例、「御」字ナシ)
- 27、讚岐院(鳥羽天皇皇子顯仁、崇徳上皇)……………文治1128の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 28、帥中納言(藤原光房子息吉田経房)……………文治215の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 29、法皇(鳥羽天皇皇子雅仁、後白河法皇)……………文治229、3515、3101、建久1119、1119、324、6312の七例〔給〕字二例、「御」字五例)
- 30、右府(藤原忠通子息九条兼実)……………文治2227、2420、建久1119、6410、6417、61125の六例〔給〕字六例、「御」字ナシ)
- 31、左典廐賢息(一条〔藤原〕能保子息高能)……………文治2312、建久583の二例〔給〕字二例、「御」字ナシ)
- 32、後鳥羽天皇(高倉天皇皇子尊成)……………文治2323、建保5724、7②12、承久368、385、31010の六例〔給〕字二例、「御」字四例)
- 33、松殿(藤原忠通子息松殿基房)……………文治2420の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 34、内府(徳大寺〔藤原〕公能子息実定)……………建久2⑫25の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 35、大菩薩(八幡大菩薩)……………文治251の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 36、御室(後白河天皇皇子守覚法親王、北院御室)……………文治2115の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 37、若公(源頼朝子息頼家)……………文治311、4126、4126、4710、4710、4710、5④2、647、建久1411、1411、1411、1523、333、431、4516、4516、4522、5617、51228、6214、663、6624、6624、61026、61027、1026、1026、10412、正治1516、1819、1819、

- 1 8 20、1 8 20、1 11 13、2 1 15、2 1 18、2 1 18、2 ② 16、2 ② 29、2 3 3、2 3 14、2 5 12、2 5 12、2 5 12、
2 5 28、2 6 16、2 7 1、2 7 8、2 9 2、2 11 7、建仁1 6 1、1 6 1、1 6 2、1 6 29、1 6 29、1 7 6、
1 7 6、1 7 6、1 7 6、1 9 9、1 9 11、1 12 3、1 12 3、2 1 10、2 1 29、2 1 29、2 2 2、2 2 20、2 3 8、
2 3 8、2 3 8、2 4 13、2 4 27、2 4 27、2 5 10、2 9 29、2 ⑩ 13、2 12 19、3 9 5、3 9 5、3 9 7、3 9 7、
3 9 21、3 9 29、3 9 29、元久1 7 19、**建長5 11 25**の八八例〔給〕字八五例、「御」字三例)
- 38、豆州三島社(三島明神)……………文治3 7 18の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 39、帝(舒明天皇皇子大海人、天武天皇)……………文治3 12 7の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 40、左衛門尉高綱(佐々木〔源〕秀義子息高綱)……………文治5 6 3の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 41、由利八郎(出羽国由利郡譜第郡司子弟、藤原泰衡郎従)……………文治5 9 7の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 42、右武衛室(源義朝子女、一条〔藤原〕能保室家)……………建久1 4 20、1 5 19の二例〔給〕字二例、「御」字ナシ)
- 43、土佐冠者(源義朝子息希義)……………建久1 7 11の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 44、中宮(九条〔藤原〕兼実子女直秋門院任子、後鳥羽天皇中宮)……………建久1 12 1の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 45、駿河守広綱(源仲綱子息)……………建久1 12 14の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 46、大理姫君(一条〔藤原〕能保子女、九条〔藤原〕良経室家)……………建久2 6 9の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 47、鎮西八郎(源為義子息為朝)……………建久2 8 1の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 48、故予州(源義朝子息義経)……………建久2 12 15の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ)
- 49、若公(源頼朝子息貞暁)……………建久3 5 19、3 5 19の二例〔給〕字二例、「御」字ナシ)
- 50、金剛殿(北条義時子息泰時)……………建久3 5 26、3 5 26、3 5 26、建仁1 10 2、1 10 2、1 10 3、1 10 6、1 10 6、

2 4 20、承元 1 12 3、(2 2 10)、(2 5 29)、2 12 16、2 12 20、3 4 22、3 5 26、3 10 17、3 12 13、5 1 16、5 1 28、
 5 2 22、建曆 1 4 29、1 7 4、1 8 27、2 3 6、2 3 10、2 4 18、2 6 20、2 9 16、2 11 13、2 12 21、2 12 24、
 2 12 29、3 1 4、3 1 12、3 2 26、3 3 6、(3 3 6)、3 3 30、3 4 8、3 4 17、(3 5 2)、3 5 3、3 5 4、
(3 5 8)、3 8 18、3 8 18、3 9 22、3 12 3、建保 1 12 29、2 1 22、2 2 10、2 2 14、2 8 29、2 9 22、3 1 7、
 3 4 1、3 4 2、3 5 12、3 10 1、3 11 5、3 11 25、3 12 20、4 4 9、4 5 13、4 5 24、4 6 8、4 6 15、
 4 6 30、4 8 3、4 9 18、(4 9 18)、4 9 18、4 9 20、4 9 20、4 10 5、4 11 23、4 11 24、(4 11 24)、
 5 1 22、5 3 10、5 5 20、5 11 10、6 1 17、6 1 21、6 2 12、6 2 23、6 3 16、6 3 23、6 4 7、(6 6 27)、
 6 6 27、6 10 19、6 12 20、(7 1 27)、(7 1 27)、7 1 27、7 1 27、7 1 27、(7 2 1)、(建長 5 11 25) の一二六例（給
 字一一例、「御」字一五例）

- 52、狩野介（工藤茂光子息狩野宗茂）……………建久 4 5 2 の一例（給「字」一例、「御」字ナシ）
- ⑤3、長吏法親王（後白河天皇皇子定恵法親王）……………(建久 6 5 20) の一例（給「字」ナシ、「御」字一例）
- 54、本仏（大日堂本尊仏）……………建久 6 11 19、6 11 19 の二例（給「字」二例、「御」字ナシ）
- ⑤5、姫君（源頼朝子女乙姫）……………建久 6 2 14、(10 3 12)、正治 1 6 14、(1 6 14) の四例（給「字」二例、「御」字二例）
- ⑤6、後朱雀院（一条天皇皇子敦良、後朱雀天皇）……………(正治 1 10 27) の一例（給「字」ナシ、「御」字一例）
- 57、宇治殿（藤原道長子息頼通）……………正治 1 10 27 の一例（給「字」一例、「御」字ナシ）
- 58、若君（源頼家子息一幡）……………建仁 3 9 2、3 9 3 の二例（給「字」二例、「御」字ナシ）
- ⑤9、坊門前大納言信清子女、源実朝御台所……………元久 1 10 14、(承元 4 8 16)、建曆 2 3 9、建保 4 1 13、4 3 5、
 4 3 16、5 3 10、5 8 16、(6 6 27)、(7 1 28) の一〇例（給「字」七例、「御」字三例）

- 60、武州（北条時政子息時房）……………承元3 10 13、建曆1 6 2、1 12 28、3 1 22、3 5 3、3 5 5、建保3 10 30、4 3 3、6 5 4、6 7 9、貞応3 ⑦28、嘉禄1 7 23、1 10 3、1 10 19、1 10 20、1 11 8、1 12 29、2 7 1、3 4 2、寛喜1 8 15、2 2 6、2 3 15、2 6 14、2 6 14、3 7 11、3 7 15、3 10 19、3 10 27、4 3 3、貞永1 7 10、1 9 28、1 ⑨8、1 10 22、天福1 5 5、1 6 8、1 12 12、文暦2 2 9、2 7 5、2 7 18、2 8 21、嘉禎1 10 2、2 3 8、2 8 4、2 8 5、2 11 14、3 2 21、3 3 21、3 7 11、3 12 13、4 1 28、4 2 16、4 10 14、曆仁1 12 23、延応1 3 29、1 6 6、1 8 15の五六例（「給」字五六例、「御」字ナシ）
- 61、金吾將軍室（源頼家室家、賀茂重長子女、善哉生母辻殿）……………承元4 7 8の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 62、金吾將軍若君善哉（源頼家子息公暁）……………建曆1 9 15、1 9 22、建保5 6 20、5 10 11、7 1 27の五例（「給」字五例、「御」字ナシ）
- 63、後京極摂政殿（九条〈藤原〉兼実子息良経）……………建曆1 11 4、寛喜2 6 14の二例（「給」字二例、「御」字ナシ）
- 64、故金吾將軍家若公（源頼家子息栄実）……………建曆3 11 10の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 65、鎮守府將軍義家息女（源義家子女）……………建保2 5 7の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 66、葉上僧正（賀陽季重子息栄西）……………建保2 6 3の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- ⑥7、帝（茅渟王王女宝、皇極天皇）……………建保2 6 5の一例（「給」字ナシ、「御」字一例）
- 68、相州子息（北条義時子息実義〈実泰〉）……………建保2 10 3の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 69、坊門内府（藤原信隆子息信清）……………建保3 1 20の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 70、三条中納言実宣室（北条時政子女）……………建保4 3 30の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 71、右京兆室（北条義時室家、伊賀朝光子女カ）……………建保5 2 19の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

72、八条左大臣良輔（九条〈藤原〉兼実子息良輔）……………建保6 11 25の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

73、坊門亜相（藤原信清子息忠信）……………建保7 1 24の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

74、戌神……………建保7 2 8の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

75、六条宮（後鳥羽天皇皇子雅成）……………建保7 2 13、承久3 6 8、3 6 15、3 7 24、3 10 10の五例（「給」字一例、

「御」字四例）

76、冷泉宮（後鳥羽天皇皇子頼仁）……………建保7 2 13、承久3 6 8、3 6 15、3 10 10の四例（「給」字ナシ、「御」字四

例）

77、仲恭天皇（順徳天皇皇子懷成）……………承久3 5 21、3 10 10の二例（「給」字ナシ、「御」字二例）

78、79、両院（後鳥羽天皇皇子為仁〈土御門院〉、後鳥羽天皇皇子守成〈順徳院〉）

土御門院……………承久3 6 15、3 10 10、3 10 10の三例（「給」字ナシ、「御」字三例）

順徳院……………承久3 6 15、3 10 10、3 10 10の三例（「給」字ナシ、「御」字三例）

80、天照大神……………承久3 10 10の一例（「給」字ナシ、「御」字一例）

81、鳥居禅尼（源義親子女、源頼朝姨母）……………貞応1 4 27の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

82、若君（九条〈藤原〉道家子息頼経）……………貞応2 1 24、2 1 25、2 4 16、2 4 28、2 5 14、2 10 5、

2 11 30、3 4 28、3 7 28、元仁1 12 14、1 12 15、1 12 17、1 12 20、嘉禄1 12 20、1 12 20、1 12 20、

3 2 4、3 4 24、3 8 30、3 11 23、安貞2 2 3、2 2 7、2 2 8、2 2 19、2 3 25、2 5 13、2 6 25、2 7 25、

2 8 15、2 12 30、寛喜1 5 23、1 7 4、1 7 5、1 10 22、2 2 6、2 2 19、2 6 6、2 6 6、2 6 6、2 6 14、

2 6 14、2 6 14、2 6 14、2 6 14、2 6 14、2 6 14、2 6 16、2 6 22、3 2 12、3 3 2、3 3 3、3 3 3、3 3 3、

- 333、333、333、345、347、354、貞永1415、1514、1712、1723、天福1527、
 文曆1228、2120、2120、2814、2818、嘉禎11017、1126、2117、221、242、2611、284、
 2123、3419、4210、4217、4223、4226、437、437、4418、4425、4516、469、4716、
 482、4825、4919、延応154、2611、仁治1727、186、2111、2124、2316、2612、278、
 2815、2115、21211、寛元172、1826、2117、2117、2124、2125、231、2421、2515、
 2128、329、3210、3319、375、376、376、4222、4711、4727、宝治1528の二七例〔給〕
 字九七例、「御」字三〇例
- 83、式部大丞朝時（北条義時子息）……………貞応2820、嘉禎31213、延応152の三例〔給〕字三例、「御」字ナシ
- 84、駿河守重時（北条義時子息）……………貞応2820、宝治11210、213、建長2711、2129、3521、441、
 445、4414、4414、4414、4724、4114、622、8311の一五例〔給〕字一五例、「御」字ナシ
- 85、左府（近衛〔藤原〕家実子息家通）……………貞応3819の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ
- 86、嵯峨天皇（桓武天皇皇子賀美能）……………嘉禄151の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ
- 87、竹御所（源頼家子女、將軍家九条〔藤原〕頼経御台所）……………嘉禄328、3711、安貞11214、3220、3221、
 寛喜1815の六例〔給〕字六例、「御」字ナシ
- 88、武蔵二郎時実（北条泰時子息）……………嘉禄3618の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ
- 89、安居院聖覚僧都（藤原澄憲子息）……………嘉禄3725の一例〔給〕字一例、「御」字ナシ
- 90、匠作（北条泰時子息時氏）……………嘉禄3818、寛喜2411の二例〔給〕字二例、「御」字ナシ
- 91、武州室（北条泰時室家、三浦義村子女禪阿）……………安貞3220、3221、3314、寛喜1815、嘉禎423の五例〔給〕字

五例、「御」字ナシ)

- 92、助教(中原師茂子息師員)……………寛喜2614の一例(「給」字一例、「御」字ナシ)
- 93、淡海公(藤原鎌足子息不比等)……………貞永1810の一例(「給」字一例、「御」字ナシ)
- 94、大殿(九条(藤原)良経子息道家)……………天福1415、嘉禎4424、**曆仁1124**の三例(「給」字二例、「御」字一例)
- 95、前齋宮(後高倉院守貞親王王女、式乾門院利子内親王)……………**天福1721**の一例(「給」字ナシ、「御」字一例)
- 96、將軍家九条(藤原)頼経所生兒(性別不明死産兒)……………天福2727の一例(「給」字一例、「御」字ナシ)
- 97、大阿闍梨助法印嚴海(難波(藤原)頼経子息)……………文曆2718の一例(「給」字一例、「御」字ナシ)
- 98、御妹姫君御前(將軍家九条(藤原)頼経妹、九条(藤原)道家子女)……………嘉禎2611の一例(「給」字一例、「御」字ナシ)
- 99、新造精舎供養(大慈寺内丈六堂供養)……………嘉禎3325の一例(「給」字一例、「御」字ナシ)
- 100、加賀前司(三善康信子息町野康俊)……………嘉禎4128の一例(「給」字一例、「御」字ナシ)
- 101、陸奥太郎実時(北条実泰子息)……………嘉禎427、宝治1626の二例(「給」字二例、「御」字ナシ)
- 102、一条殿御息若君(九条(藤原)道家子息福王)……………嘉禎4410、4516、4516、4516の四例(「給」字四例、「御」字ナシ)
- 103、前右大臣普光園(九条(藤原)道家子息良実)……………嘉禎4520の一例(「給」字一例、「御」字ナシ)
- 104、准后掄子(西園寺(藤原)公経子女掄子、九条(藤原)道家室家)……………嘉禎4717の一例(「給」字一例、「御」字ナシ)
- 105、初齋宮(後堀河天皇皇女昱子内親王)……………**嘉禎4922**の一例(「給」字ナシ、「御」字一例)

- 106、松殿（松殿〈藤原〉基房子息師家）……………嘉禎4 10 7の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 107、二棟御方（樋口〈藤原〉親能子女大宮殿〈局〉、將軍家九条〈藤原〉頼経室家、將軍家頼嗣生母）……………延応1 11 20の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 108、足利左典廐（足利〈源〉義兼子息義氏）……………延応2 1 23の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 109、大相国（九条〈藤原〉兼実子息良平）……………延応2 4 1の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- ⑩ 後三条院（後朱雀天皇皇子尊仁）……………**延応2 6 11**の一例（「給」字ナシ、「御」字一例）
- ⑪ 若君御前（九条〈藤原〉頼経子息頼嗣）……………仁治2 11 21、**寛元1 9 19**、2 4 21、2 4 21、2 5 5、2 5 5、2 5 5、2 5 30、2 7 13、2 7 16、2 7 20、2 9 1、3 1 20、3 8 19、**3 8 19**、3 9 9、4 1 10、**4 12 2**、建長2 6 15、2 8 16、2 8 18、3 7 4、3 7 8、3 8 21の二五例（「給」字二例、「御」字三例）
- ⑫ 北条武衛（北条時氏子息時頼）……………仁治2 12 5、寛元1 6 15、2 1 21、2 4 21、4 3 25、4 3 26、4 5 25、4 10 13、5 2 23、宝治1 5 26、1 5 27、1 5 27、1 5 28、1 6 3、1 6 13、1 6 26、1 6 29、1 8 9、1 8 13、1 9 11、1 9 13、1 12 10、1 12 29、2 2 5、2 5 5、2 9 9、2 11 13、2 11 16、2 11 16、2 13、**建長2 1 28**、2 2 18、2 2 26、2 5 20、2 7 11、2 12 5、2 12 8、2 12 20、2 12 29、3 3 7、3 3 15、3 3 15、3 5 15、3 8 21、3 9 19、4 1 13、4 1 13、4 4 5、4 4 14、4 4 14、4 4 14、4 4 22、4 6 19、4 11 4、4 11 11、4 11 14、4 11 20、4 12 13、5 3 4、5 8 14、5 11 25、6 3 7、**6 ⑤ 1**、**6 ⑤ 11**、6 6 15、6 8 17、6 11 16、6 12 12、6 12 26、8 1 4、8 1 5、8 1 5、8 1 14、8 1 15、8 6 26、8 9 15、8 9 16、8 9 25、**康元1 11 3**、1 11 23、1 11 30、正嘉1 4 15、1 9 30、2 2 13、2 2 19、2 2 19、2 8 16、2 9 2、**正元2 3 21**、**弘長1 4 24**、1 9 3、1 9 3、**1 9 3**、**3 3 17**、3 11 19、3 11 22の九七例（「給」字九六例、「御」字一例）

- 113、北条左親衛（北条時氏子息経時）……………寛元1615、1129、2314、2421、2421、255、3522、3529、3619、3724、3927、正嘉2219の二例（「給」字二例、「御」字ナシ）
- 114、故前右京兆禅室孫女（北条義時孫、泰時子女富士姫）……………寛元2233の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 115、大納言法印隆弁（藤原隆房子息）……………寛元2330、弘長3129の二例（「給」字二例、「御」字ナシ）
- 116、二位殿（持明院〈藤原〉家行子女、將軍家九条〈藤原〉頼経御台所）……………寛元2518、4218の二例（「給」字二例、「御」字ナシ）
- 117、三位殿……………寛元2518の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 118、大納言家乙若君（九条〈藤原〉頼経子息乙若）……………寛元2128、建長3619の二例（「給」字二例、「御」字ナシ）
- 119、天皇（後嵯峨天皇皇子久仁、後深草天皇）……………寛元4113の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 120、靈神……………宝治1526の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 121、前右馬権頭（北条義時子息政村）……………宝治1626、正嘉218、264、弘長322、3210、3124、文永216の七例（「給」字七例、「御」字ナシ）
- 122、秋田城介（安達〈藤原〉景盛子息義景）……………宝治1626の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 123、常陸国鹿嶋社神宮寺本尊……………建長281の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 124、新誕若公（北条時頼子息時宗）……………建長3527、康元2226、2226、232、文応219、2114、弘長1425、1425、文永3525、374の二〇例（「給」字一〇例、「御」字ナシ）
- 125、相州室（北条時頼室家、北条重時子女道果、法光寺殿）……………建長3529、378、4103、5128、5321の五例（「給」字五例、「御」字ナシ）

- 126、殿下（近衛〈藤原〉家実子息兼経）……………建長4 1 8、4 3 5の二例（「給」字二例、「御」字ナシ）
- 127、親王家（後嵯峨天皇皇子宗尊親王）……………建長4 1 8、4 8 1、4 8 6、4 9 1、4 9 7、4 9 17、4 11 11、4 11 11、4 12 27、6 5 11、8 1 17、正嘉1 4 9、1 6 1、1 6 24、2 2 25、2 7 4、正元2 3 21、文応1 4 24、1 5 18、1 8 7、1 8 20、1 11 21、1 11 22、1 11 29、弘長3 4 21、3 8 6、文永2 1 15、2 8 25の二八例（「給」字六例、「御」字三二例）
- 128、吉田中納言為経（吉田〈藤原〉資経子息）……………建長4 3 19の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 129、土御門宰相中将頭方（土御門〈源〉定通子息）……………建長4 3 19、5 1 3の二例（「給」字二例、「御」字ナシ）
- 130、花山院中将長雅朝臣（花山院〈藤原〉定雅子息）……………建長4 3 19の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 131、右中弁頭雅朝臣（藤原親房子息）……………建長4 3 19の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 132、佐々木老岐前司（佐々木〈源〉信綱子息泰綱）……………建長5 1 16の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 133、足立左衛門尉（足立遠親子息直元）……………建長5 1 16の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 134、相州新誕若公（北条時頼子息福寿、宗政）……………建長5 3 21の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 135、相州姫君（北条時頼子女）……………建長8 6 21の一例（「給」字ナシ、「御」字一例）
- 136、武州（北条重時子息長時）……………康元1 11 28、正嘉2 1 8、2 6 4、正元2 1 1、文応1 6 16、1 11 18の六例（「給」字六例、「御」字ナシ）
- 137、故岡屋禅定殿下兼経子女（近衛〈藤原〉兼経子女幸子、將軍家宗尊親王御息所）……………正元2 2 5、文応1 11 18、1 11 19、2 2 7の四例（「給」字三例、「御」字一例）
- 138、一院（土御門天皇皇子邦仁、後嵯峨院）……………文応1 6 25の一例（「給」字ナシ、「御」字一例）

〔内訳〕

●藤原氏 四一名〔給〕字一八三例、「御」字三八例

〈撰関相統孫〉 二一名〔給〕字一五二例、「御」字三五例

○忠通以前……………24 へ〔給〕字一例、「御」字ナシ、57 へ〔給〕字一例、「御」字ナシ、93 へ〔給〕字一例、「御」字ナシの三名〔給〕字三例、「御」字ナシ

忠通息近衛基実流……………85 へ〔給〕字一例、「御」字ナシ、126 へ〔給〕字二例、「御」字ナシ、¹³⁷ へ〔給〕字三例、「御」字一例の三名〔給〕字六例、「御」字一例

○忠通以後 忠通息松殿基房流……………33 へ〔給〕字一例、「御」字ナシ、106 へ〔給〕字一例、「御」字ナシの二名

〔給〕字二例、「御」字ナシ

忠通息九条兼実流……………30 へ〔給〕字六例、「御」字ナシ、44 へ〔給〕字一例、「御」字ナシ、63 へ〔給〕

字二例、「御」字ナシ、72 へ〔給〕字一例、「御」字ナシ、⁸² へ〔給〕字九七例、「御」字三〇例

⁹⁴ へ〔給〕字二例、「御」字一例、96 へ〔給〕字一例、「御」字ナシ、98 へ〔給〕字一例、「御」字ナシ、

102 へ〔給〕字四例、「御」字ナシ、103 へ〔給〕字一例、「御」字ナシ、109 へ〔給〕字一例、「御」字ナシ、

¹¹¹ へ〔給〕字二例、「御」字三例、118 へ〔給〕字二例、「御」字ナシの二三名〔給〕字一四一例、

〔御〕字三四例

〈撰関相統孫以外〉 二〇名〔給〕字三二例、「御」字三例

師実息家忠流……………130 家忠六世孫花山院長雅 へ〔給〕字一例、「御」字ナシ

師実息忠教流……………97 忠教三世孫難波嚴海 へ〔給〕字一例、「御」字ナシ

道長息頼宗流……………

- 26 頼宗五世孫一条能保へ〔給〕字三例、「御」字ナシ
- 31 頼宗六世孫一条高能へ〔給〕字二例、「御」字ナシ
- 46 頼宗六世孫一条子女へ〔給〕字一例、「御」字ナシ
- 116 頼宗七世孫持明院子女二位殿へ〔給〕字二例、「御」字ナシ

兼家息道隆流……………

- ⑤9 道隆八世孫坊門子女へ〔給〕字七例、「御」字三例
- 69 道隆七世孫坊門信清へ〔給〕字一例、「御」字ナシ
- 73 道隆八世孫坊門忠信へ〔給〕字一例、「御」字ナシ

兼家息道綱流……………

- 107 道綱七世孫樋口子女大宮殿〔局〕、二棟御方へ〔給〕字一例、「御」字ナシ
- 34 公季七世孫徳大寺実定へ〔給〕字一例、「御」字ナシ
- 104 公季九世孫子女西園寺綸子へ〔給〕字一例、「御」字ナシ

師輔息公季流……………

- 28 高藤十世孫吉田経房へ〔給〕字一例、「御」字ナシ
- 128 高藤十三世孫吉田為経へ〔給〕字一例、「御」字ナシ
- 131 高藤十一世孫藤原顕雅へ〔給〕字一例、「御」字ナシ

良門息高藤流……………

魚名息鷲取流……………

- 122 鷲取十五世孫秋田城介安達義景へ〔給〕字一例、「御」字ナシ

魚名息末茂流……………

- 115 末茂十三世孫藤原隆弁へ〔給〕字二例、「御」字ナシ

魚名息藤成流……………

- 71 藤成十二世孫伊賀朝光カへ〔給〕字一例、「御」字ナシ

武智麻呂息乙麿流……………

- 52 乙麿十四世孫狩野宗茂へ〔給〕字一例、「御」字ナシ

武智麻呂息巨勢麿流……………

- 89 巨勢麿十三世孫藤原聖覚へ〔給〕字一例、「御」字ナシ

●源氏 二五名（「給」字九〇七例、「御」字二五例）

○清和源氏 一二名（「給」字九〇三例、「御」字二五例）

満仲息頼信流……………②へ「給」字六四九例、「御」字三例、9へ「給」字五例、「御」字ナシ、10へ「給」字八例、「御」

字ナシ、16へ「給」字二例、「御」字ナシ、⑩へ「給」字一五例、「御」字二例、20へ「給」字一例、「御」字ナシ、

③⑦へ「給」字八五例、「御」字三例、42へ「給」字二例、「御」字ナシ、43へ「給」字一例、「御」字ナシ、47へ「給」

字一例、「御」字ナシ、48へ「給」字一例、「御」字ナシ、49へ「給」字二例、「御」字ナシ、⑤①へ「給」字一一例、

「御」字一五例、⑤⑤へ「給」字二例、「御」字二例、58へ「給」字二例、「御」字ナシ、62へ「給」字五例、「御」字ナ

シ、64へ「給」字一例、「御」字ナシ、65へ「給」字一例、「御」字ナシ、81へ「給」字一例、「御」字ナシ、

87へ「給」字六例、「御」字ナシ、108へ「給」字一例、「御」字ナシの二一名（「給」字九〇二例、「御」字二五例）

満仲息頼光流……………45へ「給」字一例、「御」字ナシの一名（「給」字一例、「御」字ナシ）

○宇多源氏 二名（「給」字二例、「御」字ナシ）

40へ「給」字一例、「御」字ナシ、132へ「給」字一例、「御」字ナシの二名（「給」字二例、「御」字ナシ）

○村上源氏 一名（「給」字二例、「御」字ナシ）

129へ「給」字二例、「御」字ナシの一名（「給」字二例、「御」字ナシ）

●皇族 二四名（「給」字三例、「御」字六二例）

①へ「給」字三例、「御」字五例、③へ「給」字ナシ、「御」字一例、13へ「給」字二例、「御」字ナシ、⑩へ「給」字一

例、「御」字二例、27へ「給」字一例、「御」字ナシ、②⑨へ「給」字二例、「御」字五例、③②へ「給」字二例、「御」字

四例、36へ「給」字一例、「御」字ナシ、39へ「給」字一例、「御」字ナシ、⑤③へ「給」字ナシ、「御」字一例、

⑤6 へ「給」字ナシ、「御」字一例、⑥7 へ「給」字ナシ、「御」字一例、⑦5 へ「給」字一例、「御」字四例、⑦6 へ「給」字ナシ、「御」字四例、⑦7 へ「給」字ナシ、「御」字二例、⑦8 へ「給」字ナシ、「御」字三例、⑦9 へ「給」字ナシ、「御」字三例、86 へ「給」字一例、「御」字ナシ、⑨5 へ「給」字ナシ、「御」字一例、⑩5 へ「給」字ナシ、「御」字一例、⑪0 へ「給」字ナシ、「御」字一例、119 へ「給」字一例、「御」字ナシ、⑫7 へ「給」字六例、「御」字三例、⑬8 へ「給」字ナシ、「御」字一例の二四名（「給」字二二例、「御」字六二例）、これら二四名のうち、傍点付加の一五名（「給」字九例、「御」字二四例）が洪緒承纂者。

●北条氏 一二一名（「給」字五九八例、「御」字八例）

④ へ「給」字六八例、「御」字六例、5 へ「給」字五一例、「御」字ナシ、6 へ「給」字一例、「御」字ナシ、7 へ「給」字七四例、「御」字ナシ、50 へ「給」字一八五例、「御」字ナシ、60 へ「給」字五六例、「御」字ナシ、68 へ「給」字一例、「御」字ナシ、70 へ「給」字一例、「御」字ナシ、83 へ「給」字三例、「御」字ナシ、84 へ「給」字一五例、「御」字ナシ、88 へ「給」字一例、「御」字ナシ、90 へ「給」字二例、「御」字ナシ、101 へ「給」字二例、「御」字ナシ、⑪2 へ「給」字九六例、「御」字一例、113 へ「給」字二例、「御」字ナシ、114 へ「給」字一例、「御」字ナシ、121 へ「給」字七例、「御」字ナシ、124 へ「給」字一〇例、「御」字ナシ、125 へ「給」字五例、「御」字ナシ、134 へ「給」字一例、「御」字ナシ、⑬5 へ「給」字ナシ、「御」字一例、136 へ「給」字六例、「御」字ナシの二二名（「給」字五九八例、「御」字八例）

●其他氏族 一三名（「給」字一九例、「御」字二例）

平氏……………12 へ「給」字一例、「御」字ナシ、18 へ「給」字二例、「御」字ナシ、⑳1 へ「給」字ナシ、「御」字二例の三名、牧氏……………14 へ「給」字三例、「御」字ナシの一名、菅原氏……………25 へ「給」字一例、「御」字ナシの一名、

由利氏……41へ「給」字一例、「御」字ナシの一名、賀茂氏……61へ「給」字一例、「御」字ナシの一名、
 賀陽氏……66へ「給」字一例、「御」字ナシの一名、三浦氏……91へ「給」字五例、「御」字ナシの一名、
 中原氏……92へ「給」字一例、「御」字ナシの一名、町野氏……100へ「給」字一例、「御」字ナシの一名、
 足立氏……133へ「給」字一例、「御」字ナシの一名、不明……117へ「給」字一例、「御」字ナシの一名、の
 計一三名（「給」字一九例、「御」字二例）

●神仏及びそれに関わる事柄・事蹟 一三件（「給」字二例、「御」字五例）

8へ「給」字二例、「御」字ナシ、11へ「給」字一例、「御」字ナシ、15へ「給」字ナシ、「御」字二例、22へ「給」
 字一例、「御」字一例、23へ「給」字ナシ、「御」字二例、35へ「給」字一例、「御」字ナシ、38へ「給」字一例、「御」
 字ナシ、54へ「給」字二例、「御」字ナシ、74へ「給」字一例、「御」字ナシ、80へ「給」字ナシ、「御」字一例、
 99へ「給」字一例、「御」字ナシ、120へ「給」字一例、「御」字ナシ、123へ「給」字一例、「御」字ナシの二三件
 （「給」字二例、「御」字五例）

三

「給」や「御」の文字を以て「タマフ」と表現されている人物、ないしは事柄・事蹟のうち、具象的に特定することが可能なものすべてについて、これを氏族別ないしは事柄・事蹟別に分類整理して、①各氏族毎の員数と各事柄・事蹟毎の件数は各々如何ほど存するか。②各氏族毎の事例数と各事柄・事蹟毎の事例数は各々如何ほど存するか、の二項に関する調査結果を分かり易くまとめて示した後掲（表一）により、上記の①及び②について吟味してみるに、まず①に関しては、藤原氏が四一名で最も多く、源氏が二五名でそれにつき、以下、皇族（二四名）↓北条氏（二三名）↓其他氏族（一〇氏族二名及び不明一族一名、の計一二氏族一三名）・神仏及びそれに関わる事柄・事蹟（一三件）の順に

なっていること。

つぎに①に関しては、「給」字の表現事例数においては、源氏が九〇七例で最も多く、北条氏が五九八例でそれにつき、以下、藤原氏（一八三例）↓皇族（二二例）↓其他氏族（一九例）↓神仏及びそれに関わる事柄・事蹟（二二件）の順になっていること。「御」字の表現事例数においては、皇族が六二例で最も多く、藤原氏が三八例でそれにつき、以下、源氏（二五例）↓北条氏（八例）↓神仏及びそれに関わる事柄・事蹟（五件）↓其他氏族（二例）の順になっていること。これら「給」「御」両字の表現事例数の点では源氏が九三二例で最も多く、北条氏が六〇六例でそれにつき、以下、藤原氏（二二二例）↓皇族（八四例）↓其他氏族（二二例）↓神仏及びそれに関わる事柄・事蹟（一七件）の順になっていること。そして「御」字の表現事例数の、「給」「御」両字の表現事例数に占める百分比においては、皇族が七三・八％というように、特段に高率を印しており、神仏及びそれに関わる事柄・事蹟が二九・四％でそれにつき、以下、藤原氏（二七・二％）↓其他氏族（九・五％）↓源氏（二・七％）↓北条氏（一・三％）の順につづいており、この順次に随えば、確かに其他氏族は、源氏や北条氏の上位を占めることになる。併し乍ら、その其他氏族のあり様を具さに惟るならば、その一〇氏族一二名、不明一氏族一名、の計一一氏族二三名にあって、独り平氏の②建礼門院（平清盛子女徳子）に関してのみ、「御」字二例の表現が認められるのである。周知の通り、この人物は安徳天皇生母であるが故に、院号を齎与された者であった。この点からすれば、当該人物は皇族の一員と見做されて「御」字表現がなされていると解しても差し支えなからう。しかるが故に、件の人物は、其他氏族の中にあっても、諸他の人物と趣を異にしているといえるので、一応、これを其他氏族の範疇から除外して考えることも許されよう。さすれば、上述した「御」字の表現事例数についての順次において、其他氏族をば、必ずしも源氏や北条氏の上位とせず、むしろ源氏や北条氏の下位に位置づけて考えても差し支えなからうと思う。

〔表一〕

氏族別・ 事柄別等	A.タマフ（「給」 「御」）字被表現 者（件）数ない し事柄・事蹟件数	B.「給」字の被 表現事例（件） 数	C.「御」字の被 表現事例（件） 数	D. BC両字の被 表現事例（件） 数	E. CのDに対す る百分比
藤原氏	41	183	38	221	約17.2%
源氏	25	907	25	932	約 2.7%
皇族	24	22	62	84	約73.8%
北条氏	22	598	8	606	約 1.3%
其他氏族	13	19	2	21	約 9.5%
神仏及びそれ に関わる事柄・ 事蹟	13	12	5	17	約29.4%
合計	138	1,741	140	1,881	約 7.4%

かくして「御」字の被表現事例（件）数の、「給」
「御」両字の被表現事例（件）数に対する百分比にお
ける優越順次について、皇族を筆頭にして、神仏及
びそれに関わる事柄・事蹟がそれにつき、以下、藤
原氏↓源氏↓北条氏という序列づけを考定しうるの
である。これを要するに同書では、こと各氏族の有
する尊貴性に関する限り、皇族を最も至高な存在と
して別格視し、神仏及びそれに関わる事柄・事蹟を
それにつぐものとし、そしてそれ以下に藤原氏↓源
氏↓北条氏と序列づけする觀念に依拠して当該関係
記事が記載され、あるいは記述されていると判じて
先ず以て大過ないと考えられるのである。さらにま
た、そうした尊貴性を有すると見做されている氏族
としての北条氏が、藤原・源両氏につぐ存在と認識
されて、そのように位置づけられていると積して、
さして失当ではないことをも併せて実証的に論明し
うるのである。

四

ところで、この「タマフ」という言辭を表現する「給」「御」両字のうち、とくに「御」字を以て表現されている人物・事柄・事蹟と、その事例（件）数とについて、これを後考の資とすべく再度掲記するとともに、本文の該当部分を適宜抜載し、件の「御」字に傍線を付記しておく（掲記順は氏族別・事柄・事蹟別に員（件）数、事例（件）数の優越順に随い、○印付に「御」字を以て表現されているものについての列挙番号である。また、掲記されている各事例が、当該人物ないしは当該の事柄・事蹟たることを明らかにするべく、当該人物それ自身、あるいは当該人物に関わると考えられる箇所、さらには、当該の事柄・事蹟そのもの、ないしは当該の事柄・事蹟に関わるとみられる箇所を各々ゴシック体で示してある。）

〔皇族〕 一八名 六二例

1、①一院第二宮（後白河天皇皇子以仁王）の五例

○光長等。相率随兵。参彼三條高倉御所。先之。得入道三品之告。逃出御。

治承4515条

○三宮令赴南都御。三井寺無勢之間。依令侍奈良衆徒御也。

〃 4526条

○四宮依平家讒。蒙配流官符御之時。廷尉等乱入御所中之處。此信連有防戦大功之間。宮令遁三井寺御訖。

文治244条

2、③上皇（後白河天皇皇子憲仁、高倉上皇）の一例

○平相国禅閻恣管領天下。刑罰近臣。剩奉遷仙洞於鳥羽之離宮。上皇御憤。頻惱叡慮御。

治承4427条

3、⑬先帝（高倉天皇皇子言仁、安徳天皇）の二例

○先帝令出内裏御。

元暦2219条

①但先帝終不_レ令_レ浮御_一。 // 2324条

4、②9法皇（鳥羽天皇皇子雅仁、後白河法皇）の五例

①北条殿飛脚自_二京都_一到来。持_二参院宣_一。御熊野詣事。定長奉書如此。今春中欲_レ令_レ遂御_一。 文治229条

②大和守重弘自_二京都_一参着。上皇御惱事。已令_レ復_レ本御_一。 // 3515条

③法皇御灌頂御訪用途事。兼日雖_レ被_二仰下_一。他夏計会之間。于_レ今无_二沙汰_一。於_二御入壇_一者。去八月廿一日令_レ遂御_一。 // 3101条

④法皇著_二御_一 淨衣_一出_二御常御所_一。 建久1119条

⑤大夫尉広元為_二使節_一上洛。是自_二去年窮冬之比_一。太上法皇漸御不豫。玉躰令_レ腫御_一云々。 // 324条

5、③2後鳥羽天皇（高倉天皇皇子尊成）の四例

①北条殿可_レ帰_二関東_一之由。奏聞訖。在京頻叶_二叡慮_一之間。雖_下令_二拘留_一御_上。含_二三品御旨_一已欲_レ帰国_一。

文治2323条

②上皇。御直衣御腹卷。令_レ差_二日照笠_一御_一。 承久368条

③上皇遂著_二御于隱岐国阿摩郡苅田郷_一。仙宮者改_二翠帳紅閨於柴扉桑門_一。所者亦雲海沉々而不_レ辨_二南北_一者。

（中略）只離宮之悲。城外之恨。增惱_二叡念_一御許也。 // 385条

④何故改_二百皇鎮護之誓_一。三帝。而親王。令_レ懷_二配流之耻辱_一御哉。 // 31010条

6、⑤3長吏法親王（後白河天皇皇子定憲法親王）の一例

①長吏法親王豫於_二灌頂堂_一令_レ奉_レ待御_一。 建久6520条

7、⑤6後朱雀院（一条天皇皇子敦良、後朱雀天皇）の一例

○後朱雀院御惱危急之間。奉讓御位於東宮。後冷泉。御。正治1 10 27 条

8、⁶⁷帝（茅渟王王女宝、皇極天皇）の一例

○帝幸河上。令拜四方御之間。忽雷電。雨降。五ヶ日不_レ休止。国土百穀_レ歸_レ豊稔云々。

建保2 6 5 条

9 10、⁷⁵⁷⁶六条宮（後鳥羽天皇皇子雅成）・冷泉宮（後鳥羽天皇皇子頼仁）の各四例

○信濃前司行光上洛。是六条宮。冷泉宮兩所之間。為_レ關東將軍可_レ下令_レ下向_レ御之由。禪定二位家令_レ申給_レ之使節也。〃 7 2 13 条

○主上。上皇 入_レ御于西坂本梶井御所。兩親王。令_レ宿_レ十禪師_レ御云々。承久3 6 8 条

○以_レ大夫史国宗宿祢為_レ勅使。被_レ遣_レ武州之陣。兩院。土御門。新院。兩親王令_レ遁于賀茂貴舟等片土_レ御云々。〃 3 6 15 条

○何故改_レ百皇鎮護之誓。三帝。兩親王。令_レ懷_レ配流之耻辱_レ御哉。〃 3 10 10 条

11、⁷⁷仲恭天皇（順德天皇皇子懷成）の二例

○行_レ幸于高陽院殿。步儀。攝政供奉。近衛將_レ一兩人。公卿少々參。賢所同奉_レ渡。同時。火起_レ六角西洞院。欲_レ及_レ閑院皇居之間。所_レ令_レ避御也。御讓位以後初度。〃 3 5 21 条

○凡去二月以來。皇帝。并攝政以下。多_レ天下可_レ改之趣蒙_レ夢想告_レ御上。〃 3 10 10 条

12 13、⁷⁸⁷⁹兩院（後鳥羽天皇皇子為仁（土御門院）、後鳥羽天皇皇子守成（順德院））の各三例

○以_レ大夫史国宗宿祢為_レ勅使。被_レ遣_レ武州之陣。兩院。土御門。新院。兩親王令_レ遁于賀茂貴舟等片土_レ御云々。〃 3 6 15 条

①土御門院遷幸土佐国^{後阿波国}。(中略)此君。大化滂流万邦。慈惠充満八埏御之間。不^レ申行。遂^レ日緒之處。緯起於叡慮。忽幸于南海云々。

②5、③2の四に同文。 " 3 ⑩ 10条

④11、⑦7の①に同文。 " 3 ⑩ 10条

14、⑤5前齋宮(後高倉院守貞親王王女、式乾門院利子内親王)の一例

①去月廿日。前齋宮令立皇后宮御。今月十三日入内之由。自京都被^レ申^レ之。 天福 1 7 21条

15、⑩10初齋宮(後堀河天皇皇女皇子女内親王)の一例

①初齋宮令入野宮御云々。 嘉禎 4 9 22条

16、⑪11後三条院(後朱雀天皇皇子尊仁)の一例

①後三条院御当年星令当日曜御之時。天下炎旱也。 延応 2 6 11条

17、⑫12親王家(後嵯峨天皇皇子宗尊親王)の二三例

①親王家^{上皇第一皇子}。於仙洞御首服。(中略)御加冠之後。令叙三品御。 建長 4 1 8条

①親王家令任征夷大將軍御之間。可有御^レ拜^レ賀于鶴岡八幡宮之由。雖有被^レ定之儀。所^レ被^レ停也。 " 4 8 1条

③去一日令洗御手足御之間。不可有^レ其憚之間。医家忠茂朝臣計^レ申^レ之。(同月一日条に「將軍家御惱御平愈

之後。令^レ洗^レ御手足^レ給。」とある。) " 4 9 7条

④將軍家令^レ訪^レ彼不例事御。薩摩七郎左衛門尉為^レ御使。 " 4 9 17条

⑤將軍家新御所御移徙也。(中略)到南門外^レ税^レ御駕。為親朝臣^レ參^レ會此所。亦候^レ反閉。自階間^レ下御。

⑥立春節分御方違事。御惱餘氣未_レ令_レ散御_二之間。渡_二御々所西対北妻_二云々。(同月十七日条に「將軍家御移徙之後。今日始御_二參鶴岡八幡宮_一。雖_レ有_二御惱餘氣_一抑御出。」とある。)

⑦將軍家今年始被_レ加_二御合點_一。令_レ計_二供奉人數事_一御之處。上中旬間。已雖_レ有_二兩度御出仕輩五位六位之中_一。一身漏_二御點_一之条。若有_二殊子細_一歟之由。周章云々。

⑧御所御鞠也。露_レ弘已後。將軍家御布衣。令_レ立御。
正嘉 1 4 9 条

⑨御所旬御鞠也。為_二一条侍從定氏奉行_一催_二人々_一。將軍家_{御狩衣}直衣。令_レ立御。
" 1 6 1 条

⑩將軍家御_二逗_一留最明寺殿。有_二御鞠會_一。將軍家令_レ立御。
" 1 6 24 条

⑪將軍家_二所御精進始_一。為_二浴_レ潮御_一。申_レ尅御浜出。御水干。
" 2 2 25 条

⑫御惱事令_レ復本_二御_一。聞_二食御膳_二云々。(同月廿二日条に「將軍家御惱之間。」とある。)

⑬將軍家御惱令_レ復本_二御_一。
" 1 5 18 条

⑭將軍家煩_二赤痢病_一御。仍為_二相模太郎殿沙汰_一。被_レ行_二如法泰山府君祭_一。
" 1 8 7 条

⑮將軍家御惱聊令_レ屬_レ減御。
" 1 8 20 条

⑯將軍家依_レ可下令_レ始_二所御精進_一御。中御所入_二御陸奥入道亭_一。
" 1 11 21 条

⑰將軍家被_レ始_二所參詣御精進_一。仍為_二令_レ浴_レ潮御_一。有_レ出_二御由比浦_一之間。為_二御見物_一。中御所入_二御于小山出羽前司長村若宮大路之家_一。
" 1 11 22 条

⑱夜半令_レ詣_二三嶋社_一御。御奉幣暁天云々。(同月廿七日条に「將軍家(中略)_二所御進發_一。」とあり、同月卅日条に「御_二參伊豆山_一。」とあり、翌十二月三日条に「將軍家還_二御于鎌倉御所_一。」とある。)

" 1 11 29 条

① 將軍家二所御精進始御浜出。為三浴レ潮御二也。

弘長 3 4 21 条

② 將軍家令レ勸二七首歌於人々二御。

// 3 8 6 条

③ 今日御鞠始。將軍家令レ立御。

文永 2 1 15 条

④ 將軍家令レ煩二御痢病二御。但無レ程御平減云々。

// 2 8 25 条

18、⑬ 一院（土御門天皇皇子邦仁、後嵯峨院）の一例

① 京都飛脚参着。自去十五日。一院令レ煩レ瘡御之由申レ之。

文應 1 6 25 条

〔藤原氏〕 五名 三八例

1、⑤ 坊門前大納言信清子女、源実朝御台所の三例

① 尼御台所并御台所同令レ出二棧敷二御。

承元 4 8 16 条

② 禪定三品。并御台所立二御車於橋西二。令レ見物二御。

建保 6 6 27 条

③ 御台所令レ落飜二御。莊嚴房律師行勇為二御戒師二。

// 7 1 28 条

2、⑧ 若君（九条〔藤原〕道家子息頼経）の三〇例

① 若君渡二御武州御亭。〔中略〕是来十九日

立春

為二御方違二可有入御。而件日没日也。始入御。依レ可有二

御憚。今夜故令二渡始二御云々。

元仁 1 12 14 条

② 京都使者到来。去月廿六日。將軍家令レ兼二近江権介二御之由申レ之。

嘉祿 3 2 4 条

③ 今夜。將軍家為二御方違二。入二御小山下野入道生西宿所。自二御所二南方也。是為レ被レ立二御車宿。令レ避二王

相方二御。

安貞 2 3 25 条

④ 午刻將軍家御不例。御顔腫。去年十二月七月初有此事。其後間更發御。

寛喜 1 7 4 条

- ⑤(八)依去九日雷事。可令避御所給否。將又被行御占。就吉凶宜有御進退否事。及評議。(中略)義村。行然。康俊等申云。先規者不覺悟之。以現量所思。只可令去御事歟。但付是非。可被行御占云々。(中略)付是非。可被行御占之旨。被仰之間。泰貞。重宗。如去九日西尅者。一切無別御事。粗宜之由占申。親職。晴賢。晴職。不快之由申之。晴親。國繼。半吉之由申。其後陰陽師等退座。爰有評議。不可去御之由議定訖。相州。武州。助教被參御前。令披露事次第給。仰云。依先度鷲事。可去御哉云々。武州又被出廊。召陰陽師等。於本座被行御占。令去御之条。尤可然之由。一同占申之。仍可入御武州御亭之由。各定申。被退出云々。
- ⑨當時關東不癆政途武州殊戰々兢々兮。彰善癉惡。忘身救世御之間。天下歸往之處近日時節依違。陰陽不同之條。匪直也事哉。
- ⑩就鷲變。將軍家去御所御事。依匠作卒去事被止之云々。
- ⑪今日。將軍家始令拜春日別宮給。是叙四品給之後。始着其袍御。仍被准拜資。可參彼社御上云々。
- ⑫去月廿五日除日聞書到着。將軍家令轉右近中將御云々。
- ⑬京都使者參着。依中宮御入内賞。去八日將軍家令叙正四位下御之由申之。
- ⑭去廿一日除日聞書參着。將軍家令叙正三位御。彼日被辞中納言也。
- ⑮將軍家為御方違。入御于周防前司親實大倉家。明日依可被立立五大堂之門。令違天一方給云々。
- (中略)越州亭者。為令違御遊年方御上。周防前司家者。自旧年為御本所被違御方訖云々。

2120条

文曆1228条

⑦ 京都使者到来。去八日將軍家令任陸奥出羽按察使御之由申之。

嘉禎 1 10 17 条

⑧ 京都使者参。去十九日。將軍家叙從二位御云々。

“ 1 11 26 条

⑨ 將軍家若宮大路新造御所御移徙也。自武州御亭渡御。(中略)入御自新御所南門。御車入門内。經丈余之後下御。

“ 2 8 4 条

⑩ 京都使者参着。去月廿二日。將軍家令任民部卿御云々。

“ 2 12 3 条

⑪ 將軍家俄御不例。御礮乱歟。諸人驚騷。權侍医時長施医術之間。小選令復本御。

“ 4 2 10 条

⑫ 今日。一条大殿於法性寺殿被遂御素懷。御戒師飯室前大僧正良快。九条殿御息。(中略)攝政殿以下濟々群参。將軍家令参御。

“ 4 4 25 条

⑬ 將軍家又御浜出。二所御精進之間。為令浴潮御也。

仁治 1 7 27 条

⑭ 今日境飯以後。被召晴賢朝臣於御所。以内藏權頭資親賜御扇。是令拳申常住院大僧正轉任夏御之間。去七日有許否御占。晴賢已入眼訖之由言上。翌日彼僧夏除書参着。如指掌。仍御感故也云々。

“ 2 1 11 条

⑮ 為二所御精進屋。去年所被新造之御所。可有御移徙儀歟之由。被仰合撰津前司。出羽前司。佐渡前司等。可有御移徙者。御精進以前者。可為來廿七日之旨。陰陽道申之。而彼是申詞不一准。或先可有御移徙云々。或只二所御精進始日。可下令渡始御上云々。

“ 2 1 24 条

⑯ 將軍家令加御灸五六ヶ所御云々。

“ 2 3 16 条

⑰ 今夕天迎霽。被上階間御簾。將軍家令翫明月御。

“ 2 8 15 条

⑱ 自鶴見還御。以此次。令歷覽海辺御。(同月四日条に「將軍家為武蔵野開發御方違。渡御于秋田城介義

景武藏国鶴見別庄。」とある。）

〃 2 11 5 条

⑤ 入レ夜。將軍家令レ移レ前右馬權頭亭御。是小御所并御持仏堂以下可レ被レ壞立之間。為レ被レ移レ四十五日御方忌也云々。

寛元 1 8 26 条

⑥ 將軍家二所御精進始也。為ニ令レ浴レ潮給一。出ニ由比浦御。

〃 2 1 17 条

3、⑨ 大殿（九条〈藤原〉良経子息道家）の一例

① 御一逗一留遠州亭。今日依レ為ニ帰亡日也。是無ニ其憚一之由。陰陽道雖レ勘一申之。法性寺殿令レ忌御之間。被レ追ニ御佳例ニ云々。

曆仁 1 12 24 条

4、⑪ 若君御前（九条〈藤原〉頼経子息頼嗣）の二例

① 亥刻。若君煩ニ疱瘡御之間。泰貞朝臣於ニ里亭ニ勤ニ如法泰山府君祭。是武州御沙汰也。寛元 1 9 19 条

① 御不例事者。御頸瘻令ニ腫給一。頗増氣。邪氣相交御之由。有ニ其沙汰一。於ニ御所中一。被レ行ニ如法泰山府君。大土公等祭。〔同月十八日条に「將軍家俄御不例。邪氣云々。」とある。〕

〃 3 8 19 条

② 去月廿三日除日除書到着。將軍家叙ニ從四位下ニ御云々。

〃 4 12 2 条

5、⑬ 故岡屋禪定殿下兼経子女（近衛〈藤原〉兼経子女幸子、將軍家宗尊親王御息所）の一例

① 將軍家二所御精進始。未尅。御息所令レ詣ニ鶴岡宮御。御下向後初度。文応 2 2 7 条

〔源氏〕 五名 二五例

1、② 前武衛將軍（源義朝子息頼朝）の二例

① 可レ誅ニ伊豫守義経之事。日来被レ凝ニ群議。而今被レ遣ニ土佐房昌俊。此追討事。人々多以有ニ辞退氣一之處。

昌俊進而申ニ領狀之間。殊蒙ニ御感仰一。已及ニ進発之期。参ニ御前。老母并嬰兒等在ニ下野国。可レ令レ加ニ憐

愍御上之由申之。二品殊被_レ諾仰_一。仍賜_二下野國中泉庄_一云々。

文治1109条

○羽林殿下去月廿日_レ轉_二左中將_一給。同廿六日宣_二下云。統_二前征夷將軍源朝臣遺跡_一。宜令_二彼家人郎從等_一如_レ旧奉_中行諸國守護_上者。彼狀到着之間。今日有_二吉書始_一。清大夫擇_二申日時_一云々。北条殿。(中略)文章生宣衡等。列_二着政所_一。善信草_二吉書_一。武藏國海月郡夏云々。仲業加_二清書_一。広元朝臣持_二參之_一。羽林於_二寢殿_一。披_二覽之_一給。此夏故將軍薨御之後。雖_レ未_レ經_二廿ケ日_一。綸旨嚴密之間。重々有_二其沙汰_一。以_二内々儀_一。先被_レ遂_二行之_一云々。

建久1026条

○建長寺供養也。以_二丈六地藏菩薩_一為_二中尊_一。又安_二置同像千躰_一。相州殊令_レ凝_二精誠_一給。(中略)此作善旨趣。上祈_二皇帝萬歲。將軍家及重臣千秋。天下太平_一。下訪_二三代上將_一。二位家并御一門過去數輩没後_レ御云々。

建長51125条

2、⑰姫公(源頼朝子女大姫)の二例

○静母子給_レ暇帰洛。御台所并姫君依_二憐愍御_一。多賜_二重宝_一。是為_レ被_レ尋_二問豫州在所_一。被_レ召下畢。而別離以後夏者。不_レ知之由申之。則雖_レ可_レ被_二返遣_一。產生之程所_二逗留_一也。

文治2916条

○大姫君御不例復_レ本御。日来所_レ被_レ致_二懇祈_一也。是御邪氣云々。

建久2118条

3、⑳若公(源頼朝子息頼家)の三例

○若公万寿公。七歳。始令_レ着_二御甲_一之給。於_二南面_一有_二其儀_一。(中略)八田右衛門尉知家献_二御馬_一。黒。置_レ鞍。子息朝重引_レ之。(中略)比企弥四郎等。候_二御馬左右_一。三度打_二廻南庭_一下御。

文治4710条

○若君始射_二小笠懸_一給。行平參上。献_二御弓引目等_一之上。承_二別仰_一奉_二扶持_一之。(中略)三度射訖。下御。其芸稟_二性於天_一給之由。諸人感_二申之_一云々。

建久1411条

③1、②の③に同文。

建長5 11 25条

4、⑤1若公（源頼朝子息実朝）の一五例

①二男若公俄御病悩。驚騒之處。令復本御云々。

建久4 4 13条

②將軍家

去年十月廿四日任
右兵衛佐一御。

始御參鶴岳八幡宮。

建仁4 1 5条

③將軍家自南階下御。於庭上。向伊豆管根三嶋方。廿一反拜給。

〃 4 1 18条

④將軍家御疱瘡。頗令悩心神御。依之近国御家人等群參。

承元2 2 10条

⑤兵衛尉清綱

御台
所侍。

昨日自京都下着。今日參御所。是随分有職也。仍將軍家有御对面。清綱称相伝物。

〃 2 5 2条

令進古今和歌集一部。（中略）已可謂末代重宝。殊有御感。又令尋問當時洛中事御。〃 2 5 2条

⑥彈正大弼仲章朝臣使者自京都到来。去月廿七日閑院遷幸。今夜即被行造宮賞。將軍叙正二位給。仍

送進其除書。（中略）此条々。仲章朝臣所注申也。將軍家自令披覽御云々。

建曆3 3 6条

⑦朝夷名三郎義秀敗惣門。乱入南庭。攻擊所籠之御家人等。剩縱火於御所。郭内室屋。不殘一字

燒亡。依之。將軍家入御于右大將軍家法花堂。可遁火災御上之故也。

〃 3 5 2条

⑧屬晚景。修理亮泰时被參御所。是去五日被預勲功賞。而称有存案。件御下文属於広元朝臣。被

上表之間。將軍家等巡賞也。不可辞申之旨雖被仰下。固辞及再三。仍令恠其意趣御之處。于時

匠作被申云。義盛於上不推逆心。只為阿黨相州。起謀叛之時。防戰之間。無其寄之。御家人多

夭亡。然者以此所。可被充一行彼勲功之不足歟。下官依攻擊父敵強非可蒙賞云々。〃 3 5 8条

〃 3 5 8条

⑨広元朝臣答申云。（中略）凡本文之所訓。臣量已受職云々。今继先君貴跡給計也。於当代無指勲功。

而匪菅領諸国給。昇中納言中将御。非撰関御息子者。於凡人不可有此儀。爭遁嬰害積殃之

〃 3 5 8条

兩篇一給乎。

建保4 9 18 条

⑥將軍家為下拜先生御住所医王山給上。可下令渡唐御上之由。依思食立。可修造唐船之由。仰宋人和卿。

4 11 24 条

⑦將軍家任大将御之間。為御拜賀。參鶴岳宮給。

6 6 27 条

⑧今日將軍家右大臣為拜賀。御參鶴岳八幡宮。(中略)令入宮寺樓門御之時。右京兆俄有心神御違例

夏。讓御劔於仲章朝臣。退去給。(中略)及夜陰。神拜夏終。漸令退出御之處。當宮別當阿闍梨公曉

窺来于石階之際。取劔奉侵丞相。

7 1 27 条

⑨凡一天大乱起於宮寺。四海安危在此時。矧武將薨御僅三ケ日。哀慟之外無他事歟。

7 2 1 条

⑩1、②の③に同文

建長5 11 25 条

5、⑤⑤姫君(源頼朝子女乙姫)の二例

①姫君追日憔悴御。依之為奉加療養。被召針博士丹波時長之處。頻固辞。敢不応仰。建久10 3 12 条

②姫君猶令疲労給。剩自去十二日御自上腫御。此事殊凶相之由。時長驚申之。於今者少其恃歟。凡

匪人力之所覃也。

正治1 6 14 条

〔神仏及びそれに関わる事柄・事蹟〕 四件 五例

1、⑮常陸国鹿島社神の二例

①常陸国鹿嶋社祢宜等進使者於鎌倉。申曰。去十九日。社僧夢想曰。当所神。為追罰義仲并平家。赴京

都御云々。

寿永3 1 23 条

②鹿嶋社神主中臣親広。親盛等。依召參上。今日參營中。賜金銀禄物。剩當社御寄進之地。永停止地頭

非法。一向可令神主管領之旨。被仰含。(中略)去春之比。現嚴重神變御之後。義仲朝臣伏誅。平内府又出二谷城墾敗北。赴四国訖。弥依催御信心。今及此儀云々。
元曆1 12 25条

2、²²賢所(尊神別体)の一例

○賢所神璽令着今津辺御。

〃 2 4 24条

3、²³神璽(尊神別体)の一例

○賢所神璽令着今津辺御。

〃 2 4 24条

4、⁸⁰天照大神の一例

○天照大神者。豊秋津洲本主。皇帝祖宗也。而至于八十五代之今。何故改百皇鎮護之誓。三帝。兩親王。

令懷配流之耻辱御哉。

承久3 10 10条

〔北条氏〕 三名 八例

1、⁴御台所(北条時政子女政子)の六例

○静母子給暇帰洛。御台所并姫君依憐愍御。多賜重宝。

文治2 9 16条

○將軍家為覽馬場之儀。密々渡御棧敷。被用二女房一。尼御台所并御台所同令出棧敷御。

承元4 8 16条

○陸奥平泉寺塔破壊之哀。可励修復儀之旨。今日以相州奉書。被仰彼郡内地頭等。是甲冑法師一人入尼御台所去夜御夢中。平泉寺陵瘞殊遺恨。且為御子孫運令申之由云々。令覚御後及此儀云々。

建曆3 4 4条

建保6 6 27条

○禪定三品。并御台所立御車於橋西。令見物御。

嘉祿1 6 16条

○辰刻。二品御絶入。諸人成群。然而即令復本御。

嘉祿1 6 16条

⑥建長寺供養也。以丈六地藏菩薩為中尊。又安置同像千躰。相州殊令凝精誠給。(中略)此作善旨趣。

上析 皇帝万歳。將軍家及重臣千秋。天下太平。下訪三代上將。二位家并御一門過去數輩没後御云々。

建長 5 11 25 条

2、⑪北条武衛(北条時氏子息時頼)の一例

①弁法印審範長病已危急。是依為顯密之碩学。殊所被賞翫也。而今日申一尅。相州禪室為最後御對面。

入御彼雪下北谷宿坊。(中略)審範於持仏堂奉謁。顯密事理之法文。重々雖令問答給。及西尅欲

令歸給之刻。禪室重被仰云。最初行撰之願。返々有憑云々。於宗門雖開大悟御。尚以結行撰之縁

給。賢慮尤難量者歟。

弘長 1 9 3 条

3、⑬相州姫君(北条時頼子女)の一例

①相州姫君嘗魚味御。

建長 8 6 21 条

〔其他氏族〕 一名 二例

1、⑫建礼門院(平清盛子女徳子)の二例

①建礼門院藤重御衣入水御之處。渡部党源五馬允以熊手奉取之。

元曆 2 3 24 条

②今日。建礼門院令落飴御云々。

〃 2 5 1 条

因に件の「御」字のほか、「給」字をも含めた「タマフ」の文字を以て表現されている事例数の卓越するのは、一体如何なる人物かというに、いま、その卓越順に上位一五傑を挙げれば左記のようになる(順位の下の数字は、既掲の「タマフ」字。被表現者・事柄・事蹟の列挙番号を示す。)

順位

1、②前武衛將軍(源義朝子息頼朝)

.....

六五二例(「給」字八四九例、「御」字三例)

- 2、 50 金剛殿 (北条義時子息泰時) 一八五例 (「給」字一八五例、「御」字ナシ)
- 3、 ⑧若君 (九条〈藤原〉道家子息頼経) 一二七例 (「給」字九七例、「御」字三〇例)
- 4、 ⑤若公 (源頼朝子息実朝) 一二六例 (「給」字一一例、「御」字一五例)
- 5、 ⑪北条武衛 (北条時氏子息時頼) 九七例 (「給」字九六例、「御」字一例)
- 6、 ③若公 (源頼朝子息頼家) 八八例 (「給」字八五例、「御」字三例)
- 7、 ④御台所 (北条時政子女政子) 七四例 (「給」字六八例、「御」字六例)
- 7、 7 北条時政子息義時 七四例 (「給」字七四例、「御」字ナシ)
- 8、 60 武州 (北条時政子息時房) 五六例 (「給」字五六例、「御」字ナシ)
- 9、 5 北条時家子息時政 五一例 (「給」字五一例、「御」字ナシ)
- 10、 ⑫親王家 (後嵯峨天皇皇子宗尊親王) 二八例 (「給」字六例、「御」字三例)
- 11、 ⑪若君御前 (九条〈藤原〉頼経子息頼嗣) 二五例 (「給」字二例、「御」字三例)
- 12、 ⑰姫公 (源頼朝子女大姫) 一七例 (「給」字一五例、「御」字二例)
- 13、 84 駿河守重時 (北条義時子息) 一五例 (「給」字一五例、「御」字ナシ)
- 14、 113 北条左親衛 (北条時氏子息経時) 一二例 (「給」字一二例、「御」字ナシ)
- 15、 ⑨坊門前大納言信清子女、源実朝將軍御台所 一〇例 (「給」字七例、「御」字三例)
- 15、 124 新誕若公 (北条時頼子息時宗) 一〇例 (「給」字一〇例、「御」字ナシ)

このように、「タマフ」「給」「御」の文字を以て表現されている事例数の卓越する上位一五傑についての内訳をみるに、『吾妻鏡』の叙述対象範囲とする時代に君臨した1②、3⑧、4⑤、6③、10⑫、11⑪の歴代將軍家六名及びそ

れら將軍家の御台所のうち、7④、15⑤の二名、併せて八名、それに初代將軍家源頼朝の子女12⑦、の一名を加えた都合九名がそこにみられ、これらの人物たちは、いわゆる將軍家の眷属で占められており、そしてその残余の250、5⑪、77、860、95、1384、14113、15124の八名とも、すべて北条氏であり、しかも、これらの人物は執権(250、5⑪、77、95、14113、15124の六名)・連署(860、1384の二名)就任者に限られているのである。さらに、その北条氏の場合、上記八名のほか、初代將軍家源頼朝御台所政子(7④)の一名を加えるならば、実に全部で九名を数え、これは、同書に所見される「タマフ」(「給」「御」)の文字を以て表現されている事例数の卓越する人物上位一五傑一七名(七位と一五位に各々事例数を同じくする者が二名ずつ認められることから一七名となる。)の過半数を占めることになるのである。こうした点からも、多くの氏族の事蹟を載録する同書において、北条氏が將軍家につぐ威勢とその因って来たる尊貴性とを有する存在と認識されて、いかに大きく取り上げられているかを明確に追認しうるのである。

五

つぎに、人物名の下に「殿」字や「主」字が付記されている事例について、そのあり方の実態を精査し、検討を加えてみよう。まずはじめに、それら両字が各々付記されている事例のすべてを抽出し、その所見条並びに件の事例の氏族別内訳を示すとともに、これらを分かり易くまとめた表二・表三を掲げておくこととする(各事例には列挙番号を付し、各事例の列挙順は、同書に登場する順であり、その各事例の記載のあり様は、原則として当該事例の初出のそれに随うとともに、件の各事例記載下の括弧内には、当該事例についての簡単な説明として、その出自・品流・属柄等を補記した。そして各事例の下に記す数字は、所見条の年月日、○印付月は閏月を各々示す。以下の事例挙示の場合についても同様である。)

某「殿」被付記者全例 六二名 四一六例

1、北条殿(時家子息時政)……………治承484、486、4817、4817、4817、4817、4817、4823、4824、4824、

- 4 8 24、 4 8 24、 4 8 24、 4 8 24、 4 8 24、 4 8 25、 4 8 27、 4 8 29、 4 9 1、 4 9 8、 4 9 15、 4 9 20、 4 9 24、 4 10 13、 4 10 18、 4 10 18、 4 10 23、 4 12 12、 4 12 14、 5 1 6、 5 2 1、 養和 2 1 3、 2 3 15、 2 4 5、 寿永 1 11 10、 1 11 14、 3 1 3、 3 1 17、 3 3 1、 元暦 1 12 3、 2 4 20、 2 5 15、 2 6 7、 文治 1 8 24、 1 10 24、 1 10 24、 1 10 24、 1 11 25、 1 11 28、 1 11 29、 1 12 1、 1 12 6、 1 12 7、 1 12 8、 1 12 15、 1 12 16、 1 12 17、 1 12 17、 1 12 24、 1 12 29、 2 1 7、 2 1 7、 2 2 9、 2 2 9、 2 2 9、 2 2 13、 2 2 21、 2 2 22、 2 2 25、 2 2 25、 2 2 25、 2 2 27、 2 2 27、 2 2 28、 2 2 28、 2 3 1、 2 3 2、 2 3 2、 2 3 2、 2 3 4、 2 3 7、 2 3 7、 2 3 16、 2 3 23、 2 3 24、 2 3 24、 2 3 27、 2 4 8、 2 4 13、 2 5 15、 2 6 17、 2 10 27、 3 2 28、 3 9 13、 3 10 8、 3 11 25、 3 12 10、 5 4 18、 5 6 6、 5 6 6、 5 11 2、 5 11 24、 5 12 9、 建久 1 9 7、 1 9 7、 1 9 21、 1 12 26、 1 12 29、 2 2 4、 2 8 18、 2 9 29、 2 11 12、 2 11 23、 2 12 1、 2 12 1、 2 12 2、 3 7 28、 3 11 29、 4 2 25、 4 5 2、 4 5 15、 4 5 29、 4 11 23、 4 12 13、 5 2 2、 5 2 2、 5 2 2、 5 2 2、 5 5 1、 5 11 1、 5 11 23、 6 1 20、 6 6 28、 6 7 10、 6 7 29、 6 8 13、 6 11 13、 6 11 20、 10 2 6、 10 4 12、 正治 1 5 13、 1 5 13、 1 11 8、 2 1 1、 2 1 13、 2 1 13、 2 1 20、 2 1 25、 2 4 9、 建仁 3 9 2の一五〇例
- 2、鎌倉殿（源義朝子息頼朝）……………治承 4 10 21、養和 2 5 16、元暦 2 3 21、文治 1 11 15、 2 5 14、 5 9 7、 5 9 7、 建長 1 11 6、 10 3 23の九例
- 3、八幡殿（源頼義子息義家）……………治承 4 11 26、建久 1 12 8、建曆 3 5 2の三例
- 4、村山殿（米持〈源〉三郎忠義子息七郎義直カ）……………治承 5 5 16の一例
- 5、悪源大殿（源義朝子息義平）……………寿永 1 7 14の一例
- 6、江間殿（北条時政子息義時）……………寿永 1 11 14、 1 11 14、元暦 2 2 16、 2 3 11、文治 4 7 10、 5 4 18、 5 4 18、 建久 1 11 28、 2 1 5、 2 2 4、 2 3 3、 2 3 4、 2 7 28、 2 11 21、 3 5 26、 3 6 13、 3 8 9、 3 9 25、 3 9 25、 3 9 25、 3 11 29、 4 1 1、

4 3 12、4 5 8、4 5 16、4 5 16、4 5 29、4 9 11、4 10 1、5 2 2、5 2 2、5 2 2、5 2 6、5 2 18、5 7 23、5 ⑧ 7、5 11 10、
5 11 18、5 11 23、6 7 10、6 8 13、正治 1 6 30、2 4 10、2 5 25、2 9 2、建仁 1 7 6、1 9 15、3 2 4、3 9 2、3 9 6、
3 9 6、3 9 15、4 1 22、貞応 3 7 18の五二例

7、木曾殿(源義賢子息義仲)……………寿永 3 2 21の一例

8、帥中納言殿(藤原光房子息吉田経房)……………文治 1 12 15、2 4 1の二例

9、法性寺殿(藤原忠実子息忠通)……………文治 2 2 27の一例

10、当撰政殿(近衛<藤原>基実子息基通)……………文治 2 2 27、2 3 24、2 4 13、2 4 20の四例

11、白河殿(平清盛子女盛子、藤原基実室家)……………文治 2 4 20、2 4 20の二例

12、中撰政殿(藤原忠通子息近衛基実)……………文治 2 4 20の一例

13、松殿(藤原忠通子息松殿基房)……………文治 2 4 20の一例

14、知足院殿(藤原師通子息忠実)……………文治 2 4 20、建保 6 4 29、寛喜 3 7 16の三例

15、三位中将殿(九条<藤原>兼実子息良経)……………文治 2 ⑦ 10、建曆 1 11 4、嘉禄 1 12 9、寛喜 2 6 14、仁治 2 1

8の五例

16、六条殿(源義親子息為義)……………文治 3 11 25の一例

17、右兵衛督殿(一条<藤原>通重子息能保)……………文治 4 6 17、建久 1 4 22、1 5 3、1 6 10、4 1 26の五例

18、畠山殿(重能子息重忠)……………文治 5 9 7、正治 2 2 6の二例

19、故左馬頭殿(源為義子息義朝)……………文治 5 9 7、建久 4 8 2の二例

20、北条五郎殿(時政子息時連<房>)……………文治 5 12 18の一例

- 21、右中弁殿（藤原俊経子息親経）……………建久1610の一例
- 22、大宮大納言殿（西園寺〈藤原〉公通子息実宗）……………建久1610の一例
- 23、右宰相中将殿（藤原家成子息中御門実教）……………建久1610の一例
- 24、新宰相中将殿（滋野井〈藤原〉実国子息公時）……………建久1610の一例
- 25、摂政殿（藤原忠通子息九条兼実）……………建久1119、1121、2124、嘉禎4425の四例
- 26、金剛殿（北条義時子息泰時）……………建久3526、建仁1922、1102、1102、1103、1106、11010、1123、2823、3910、承元41120、建暦1429、承久3618、貞応3718の一四例
- 27、志水殿（源義仲子息義高）……………建久5729の一例
- 28、宇治殿（藤原道長子息頼通）……………正治11027の一例
- 29、坊門殿（坊門〈藤原〉信清子息忠信）……………承元2722、嘉禎455の二例
- 30、坊門殿（藤原信隆子息信清）……………承元4612、建暦3522の二例
- 31、故左衛門督殿（源頼朝子息頼家）……………建暦3216の一例
- 32、故二位殿（北条時政子女政子）……………安貞21014、寛喜31016の二例
- 33、一条殿（九条〈藤原〉良経子息道家）……………寛喜4220、貞永2415、嘉禎21125、4222、4223、4228、4319、4410、4410、4424、4425、4717、4725、41012、暦仁1124、延応163、1619、172、1725、236、仁治2320、2510、宝治168、建長4227の二四例
- 34、前摂政殿（九条〈藤原〉道家子息教実）……………文暦242、243の二例
- 35、弥四郎殿（北条時氏子息経時）……………嘉禎312の一例

- 36、撰政殿（近衛〈藤原〉家実子息兼経）……………嘉禎4 4 25、4 6 26、4 7 9、建長4 3 17、4 3 18、6 2 12、正元2 2 5の七例
- 37、御弟大納言殿（近衛〈藤原〉家実子息兼平）……………嘉禎4 7 9の一例
- 38、今出河殿（西園寺〈藤原〉実宗子息公経）……………嘉禎4 8 19、寛元2 5 11、2 8 24、2 9 5の四例
- 39、松殿禅定殿下（松殿〈藤原〉基房子息師家）……………嘉禎4 10 4、4 10 7の二例
- 40、冠者殿（将軍家九条〈藤原〉頼経子息頼嗣）……………寛元2 4 21、2 4 21、2 4 21、2 4 21、2 5 5、建長4 8 6の六例
- 41、二位殿（持明院〈藤原〉家行子女、将軍家九条〈藤原〉頼経御台所）……………寛元2 5 18、建長3 1 5、3 1 7の三例
- 42、三位殿……………寛元2 5 18の一例
- 43、大殿（九条〈藤原〉道家子息頼経）……………寛元2 5 11、2 5 20、2 6 3、2 6 3、2 7 13、2 7 16、2 7 20、2 8 15、2 8 29、2 9 19、2 10 3、2 12 8、2 12 8、2 12 18、2 12 24、2 12 27、3 1 28、3 2 7、3 2 7、3 2 7、3 2 10、3 2 24、3 2 25、3 4 21、3 10 11、4 1 12、4 2 13、4 3 25、4 3 27、4 4 14の三〇例
- 44、二条殿（九条〈藤原〉道家子息良実）……………寛元3 8 20、建長3 2 10、文永2 4 25、2 5 2の四例
- 45、北条殿（時氏子息時頼）……………寛元4 5 24、宝治1 6 8、1 6 8、建長2 12 29、文応2 1 4、弘長3 12 16の六例
- 46、入道殿（大江広元子息毛利季光〈西阿〉）……………宝治1 6 5の一例
- 47、故駿河前司殿（三浦義澄子息義村）……………宝治1 6 8の一例
- 48、冷泉太政大臣殿（久我〈源〉通親子息通光）……………宝治1 6 14の一例

- 49、小野宮殿（藤原忠平子息実頼）……………宝治1911、1911の二例
- 50、九条殿（藤原忠平子息師輔）……………宝治1911、1911の二例
- 51、結城上野入道殿（小山政光子息結城朝光）……………宝治2⑫28の一例
- 52、足利左馬頭入道殿（足利義兼子息義氏〈正義〉）……………宝治2⑫28の一例
- 53、富小路殿……………建長235の一例
- 54、二位殿（樋口〈藤原〉親能子女大宮殿〈局〉、二棟御方、將軍家九条〈藤原〉頼嗣生母）……………建長315、443の二例
- 55、堀内殿（秋田城介安達義景子女、北条時宗室家）……………建長474、弘長1423の二例
- 56、女房一条殿（土御門〈源〉通方子女）……………建長8823の一例
- 57、近衛殿（園〈藤原〉基氏子女、安嘉門院女房）……………建長8823の一例
- 58、别当殿（坊門〈藤原〉信清子女カ）……………建長8823の一例
- 59、相模太郎殿（北条時頼子息時宗）……………康元232、正嘉1623、2225、2711、2718、正元2321、2321、2327、243、243、文応187、1812、1817、1110、1111、1111、1122、1126、1126、214、219、2114、弘長1423、1424、1425、1813、11126の二六例
- 60、越後守殿（北条実泰子息実時）……………弘長1126の一例
- 61、大阿闍梨松殿（松殿〈藤原〉忠房子息良基）……………弘長3424、3529の二例
- 62、一条殿（九条〈藤原〉道家子息実経）……………文永252の一例

〔内訳〕

・藤原氏 三五名 一三二例

〈撰関相統孫〉 二〇名 一〇三例

。忠通以前……………9の一例、14の三例、28の一例、49の二例、50の二例、の五名九例

忠通息近衛基実流……………10の四例、12の一例、36の七例、37の一例、の四名二三例

。忠通以後

忠通息松殿基房流……………13の一例、39の二例、61の二例、の三名五例

忠通息九条兼実流……………15の五例、25の四例、33の二四例、34の二例、40の六例、43の三〇例、
44の四例、62の一例、の八名七六例

〈撰関相統孫以外〉 一五名 二九例

道隆息隆家流……………29隆家七世孫坊門忠信の二例、30隆家六世孫坊門信清の二例、58隆家七世孫坊門信清子女カ

の一例

道綱息兼経流……………54兼経六世孫樋口親能子女の二例

道長息頼宗流……………17頼宗五世孫一条能保の五例、41頼宗七世孫持明院家能子女の三例、57頼宗六世孫園基氏子

女の一例

師輔息公季流……………22公季七世孫西園寺実宗の一例、24公季八世孫滋野井公時の一例、38公季八世孫西園寺公経

の四例

良門息高藤流……………8高藤十世孫吉田経房の二例

内麿息真夏流……………21真夏十三世孫藤原親経の一例

魚名息鷲取流……………55鷲取十六世孫秋田城介安達義景子女の二例

魚名息末茂流……………23末茂十一世孫中御門実教の一例

魚名息藤成流……………51藤成十一世孫結城朝光の一例

・源氏 一二名 二三例

。清和源氏 一〇名 二一例

頼信息頼義流……………2の九例、3の三例、5の一例、7の一例、16の一例、19の二例、27の一例、31の一例、52の一例、の九名二〇例

頼信息頼季流……………4の一例

。村上源氏 二名 二例

48の一例、56の一例、の二名二例

・北条氏 九名 二五三例

1の一五〇例、6の五二例、20の一例、26の一四例、32の二例、35の一例、45の六例、59の二六例、60の一例、の九名二五三例

・其他氏族（氏族不明を含む） 六名 八例

平氏……………11の二例、畠山氏……………18の二例、毛利氏……………46の一例、三浦氏……………47の一例、不明……………42の一例、53の一例、の六名八例

某「主」被付記者全例 三四名 九一例

- 1、北条四郎時政主（時家子息）……………治承4 4 27、4 4 27、文治2 4 1の三例
- 2、北条四郎主（時政子息義時）……………治承4 8 24、4 8 27、4 12 12、建久2 1 28、10 4 12、正治2 3 3、3 1 4、
建仁2 9 10、3 4 3、3 10 8、4 1 18、4 1 18、元久1 4 18の二三例
- 3、義仲主（源義賢子息）……………治承4 9 7、寿永1 9 15の二例
- 4、悪源太義平主（源義朝子息）……………治承4 9 7の一例
- 5、亡父義賢主（源為義子息）……………治承4 10 13の一例
- 6、信光主（武田〈源〉信義子息）……………治承4 10 14の一例
- 7、義経主（源義朝子息）……………治承4 10 21、4 10 21、養和1 7 20、1 7 20、寿永3 1 21、3 1 21、3 2 2、
3 2 5、3 2 7、3 2 7、3 2 9、3 2 13、3 3 2、元暦1 4 22、1 6 21、1 7 3、1 8 3、1 8 17、1 8 17、
2 2 21の二〇例
- 8、義政主（佐竹〈源〉隆義子息）……………治承4 11 4の一例
- 9、秀義主（佐竹〈源〉隆義子息）……………治承4 11 5、4 11 6の二例
- 10、北条三郎主（時政子息宗時）……………治承5 1 6、5 4 19の二例
- 11、義定主（安田〈源〉清光子息）……………治承5 3 14の一例
- 12、新田冠者義重主（源義国子息）……………寿永1 7 14、1 7 14の二例
- 13、蒲冠者範頼主（源義朝子息）……………寿永3 2 1の一例
- 14、故希義主（源義朝子息）……………元暦2 5 2、文治3 1 19、3 5 8の三例
- 15、五郎主（北条時政子息時連〈房〉）……………建久5 11 1、建仁1 7 6、元久1 4 18、2 6 21の四例

- 16、江馬太郎主（北条義時子息泰時）……………正治2 4 10、2 9 9、建仁1 7 6、3 9 2、嘉禎2 10 29の五例
- 17、阿佐利与一義遠主（逸見〈源〉清光子息）……………建仁1 6 29の一例
- 18、相模次郎朝時主（北条義時子息）……………建曆2 5 7、3 4 29、3 5 2、承久4 2 12、貞応2 10 1の五例
- 19、修理亮重時主（北条義時子息）……………承久4 2 12の一例
- 20、政村主（北条義時子息）……………貞応3 6 28、3 7 18、3 7 18、寛喜2 1 4の四例
- 21、武蔵太郎主（北条泰時子息時氏）……………嘉祿2 10 18の一例
- 22、武州二郎時実主（北条泰時子息）……………嘉祿2 12 21、3 7 4の二例
- 23、相模五郎時直主（北条時房子息）……………安貞2 5 16の一例
- 24、大炊助有時主（北条義時子息）……………寛喜1 9 17、2 1 4の二例
- 25、越後太郎光時主（北条朝時子息）……………寛喜2 1 4の一例
- 26、陸奥五郎実泰主（北条義時子息）……………寛喜2 1 4の一例
- 27、入道相模三郎資時主（北条時房子息）……………嘉禎3 4 11の一例
- 28、北条五郎時頼主（時氏子息）……………嘉禎3 8 16の一例
- 29、陸奥太郎実時主（北条実泰子息）……………嘉禎4 2 7、4 2 7、建長4 11 12の三例
- 30、遠江三郎時長主（北条朝時子息）……………嘉禎4 6 7の一例
- 31、陸奥弥四郎時茂主（北条重時子息）……………建長8 4 13の一例
- 32、相模太郎主（北条時頼子息時宗）……………文応1 7 6の一例
- 33、子息四郎主（北条実時子息顕時）……………文応2 1 9の一例

〔表二〕

氏族別にみた「殿」字被付記者

氏族別	員数	事例数	員数一名 当りの 平均事例数
藤原氏	35名 (約56.5%)	132例 (約31.7%)	約3.8例
源氏	12名 (約19.4%)	23例 (約5.5%)	約1.9例
北条氏	9名 (約14.5%)	253例 (約60.8%)	約28.1例
其他氏族	平氏	1名 (約1.6%)	2例 (約0.5%)
	畠山氏	1名 (約1.6%)	2例 (約0.5%)
	毛利氏	1名 (約1.6%)	1例 (約0.2%)
	三浦氏	1名 (約1.6%)	1例 (約0.2%)
氏族不明	2名 (約3.2%)	2例 (約0.5%)	1例
合計数	62名	416例	約6.7例

〔備考〕員数・事例数両欄中の百分比は、それぞれの合計数に占めるものである。

頼義息義家流……………3の二例、4の一例、5の一例、7の二〇例、12の二例、13の一例、14の三例、の七名三〇例
 頼義息義光流……………6の一例、8の一例、9の二例、11の一例、17の一例、の五名六例

・清和源氏 一二名 三六例

・源氏 一二名 三六例

33の一例、34の一例、の二名五五例

23の一例、24の二例、25の一例、26の一例、27の一例、28の一例、29の三例、30の一例、31の一例、32の一例、

1の三例、2の二三例、10の二例、15の四例、16の五例、18の五例、19の一例、20の四例、21の一例、22の二例、

・北条氏 二三名 五五例

〔内訳〕

34、相模三郎時村主（北条時房子息）……………文応2211の一例

「殿」字被付記者について

これを前掲〔表二〕に示す如く氏族別に、(一)員数と(二)事例数の両面からみてみるに、まず(一)の点では、皇族の例が全く認められぬこと。これに対して藤原氏は三五名というように最も多く、これは、合計数六二名の約五六・五%を占めており、源氏が一二名(約一九・四%)でそれにつき、以下、北条氏が九名(約一四・五%) ↓ 其他氏族(平・畠山・毛利・三浦の四氏族、各一氏族一名ずつの四名(約六・五%)) ↓ 氏族不明(二名(約三・二%))の順になっていること。つぎに(二)の点では、北条氏が二五三例で最も多く、これは、合計数四一六例の約六〇・八%を占めており、藤原氏が二三三例(約三二・七%)でそれにつき、以下、源氏が二三例(約五・五%) ↓ 其他氏族(平・畠山両氏が各一例ずつの四例、毛利・三浦両氏が各一例ずつの二例、の計六例(約一・四%)) ↓ 氏族不明が二例(約〇・五%)の順になっていること。これら(一)(二)に述べたことより、「殿」字被付記者の員数に関しては、皇族が全く認められず、藤原氏が最も卓越していることから、「殿」字被付記者は藤原氏によって代表され、あるいは象徴されているといつてよいこと。併し乍ら、「殿」字被付記者の一名当りの平均事例数の点では、北条氏が約二八・一例というように最も多く、藤原氏が約三・八例でそれにつき、以下、源氏(約一・九例) ↓ 其他氏族(約一・五例) ↓ 氏族不明(一例)の順になっていることを指摘しよう。

〔表三〕
氏族別にみた「主」字被付記者

氏族別	員数	事例数
北条氏	22名 (約64.7%)	55例 (約60.4%)
源氏	12名 (約35.3%)	36例 (約39.6%)
合計数	34名	91例

〔備考〕員数・事例数両欄中の百分比は、それぞれの合計数に占めるものである。

「主」字被付記者について

この事例は、既掲〔表三〕に示す如く、皇族と藤原氏には全く認められずに、北条氏と源氏のみに限られていること。そして、この北条・源両氏についての(一)員数と、(二)事例数をみるに、まず(一)に関しては、北条氏が二二名(合計数三四名の約六四・七%以下同様)、源氏が一二名(約三五・三%)となり、北条氏の方が源氏よりも上廻っており、(二)に關しても、北条氏が五五例(合計数九一例の約六〇・四%以下同様)、源氏が三六例(約三九・六%)となつて、北条氏の方が源氏よりも卓越していることが知られる。従つて「主」字被付記者について、これを氏族別にみた場合、員数、事例数ともに、北条氏が源氏のみならず、他余の諸氏を凌駕しており、この意味で「主」字被付記者は、北条氏によって代表され、あるいは象徴されているといえよう。

六

以上、(一)タマフ〔給〕「御」字被表現者、(二)「殿」字被付記者、(三)「主」字被付記者について、各々の事例を提示して個々に検討を加えてきたが、それでは、これら(一)(二)(三)の各相互間から如何なる事柄を知りうるであろうか。つぎにこゝうした点について述べてみよう。ここでは、これら(一)(二)(三)のうち、双者、あるいは三者に該当する事例のあり様に注目してみたい。件の(一)(二)(三)のうち、双者、あるいは三者に該当する事例がみられるのは一体如何なる人物か、そしてまた、その人物は果たして如何なる氏族に所屬するかを考へてみるに、後掲〔表四〕により、上記(一)(二)(三)のいずれにも該当事例を有するケース(ア)は、3 5 14 16 26 32 37の七例、(一)(二)に該当事例を有するケース(イ)は、1 2 6 8 9 10 11 15 17 18 19 20 25 27 28 29 30 31 33 34 35 39の二三例、(二)(三)に該当事例を有するケース(ウ)は、40 41の二例、(一)(三)に該当事例を有するケース(エ)は、4 7 12 13 21 22 23 24 36 38の一〇例存することが分かる。そしてこれら(ア)〜(エ)なる各ケースにあてはまる各事例の氏族別内訳はというに、ケース(ア)の七例は、すべて北条氏、ケース(イ)の二三例は、藤原氏一五

例、源氏四例、北条氏二例、不明一例であり、ケース(ウ)の二例は、源氏二例であり、ケース(エ)の一〇例は、北条氏七例、源氏三例となる。こうして(ア)〜(エ)の各ケースにあてはまる各事例の氏族別内訳を眺めてみれば、35の氏族不明の三位殿の一例を除く外はすべて藤原・源・北条の三氏族に限られており、そしてそれら三氏族のうち、藤原氏はケース(イ)のみに、源氏はケース(イ)(ウ)(エ)に、北条氏はケース(ア)(イ)(エ)に各々その事例が認められることになる。これを各ケースを中心に据えて考察するならば、ケース(ア)は、北条氏特有のもの、ケース(イ)は、その事例が藤原氏により多くみられることから、同氏に代表され、あるいは象徴されるもの、ケース(ウ)は、他余のケースに比してその事例数が少ないものの、そのすべてが源氏のみに限られていること。そしてケース(エ)は、その多くの事例が北条氏にみられることから、同氏に代表され、あるいは象徴されるもの、ということになる。これをさらに氏族を中心に据えて考察するならば、皇族は別格として一先ず措き、他余の藤原・源・北条の三氏族にあって、藤原氏により多くの事例がみられるのは、ケース(イ)であり、北条氏により多くの事例がみられるのは、ケース(エ)であり、北条氏のみ事例がみられるのは、ケース(ア)であり、そして源氏のみ事例がみられるのは、ケース(ウ)である。

かくして各ケースと氏族との双方を各々考察の中心に据えての結論として、皇族を除く藤原・源・北条の三氏族にあっては、藤原氏と北条氏が各々対蹠的、あるいは対極的とみられる位置関係にあり、源氏がそれら両氏の間での位置を占めていることを理會しうる。尚言えば、そこには、皇族が別格として上位にあり、その下位に藤原氏を筆頭にして、以下、源氏↓北条氏という威権性ないし、その因って来たる尊貴性についての序列づけの観念ないし認識の存在が語り示されており、そしてこうした観念ないし認識に依拠して小稿で取り上げた(一)「タマフ」(給)「御」字被表現者、(二)「殿」字被付記者、(三)「主」字被付記者の三者に関わる記載・記述が為されているであろうことを考察しうるのである。別言

すれば、そうした(一)～(三)の三者に関わる記載・記述のあり様それ自体を以て、上述のような各氏族に有する威権性ないし、その由来する尊貴性についての序列づけの観念ないし認識の存在を明示する証跡と見做しうるであろう、ということである。

〔表四〕

番号	既掲 列挙 番号	(一)「タマフ」「給」「御」 字被表現者	既掲 列挙 番号	(二)「殿」 字被付記者	既掲 列挙 番号	(三)「主」 字被付記者	別 ケ ー ス
11	③⑦	源 頼家	31	源 頼家			イ
10	33	松殿〈藤原〉基房	13	松殿〈藤原〉基房			イ
9	30	九条〈藤原〉兼実	25	九条〈藤原〉兼実			イ
8	28	吉田〈藤原〉経房	8	吉田〈藤原〉経房			イ
7	20	源 範頼			13	源 範頼	エ
6	10	源 義朝	19	源 義朝			イ
5	7	北条義時	6	北条義時	2	北条義時	ア
4	6	北条宗時			10	北条宗時	エ
3	5	北条時政	1	北条時政	1	北条時政	ア
2	④	北条政子	33	北条政子			イ
1	②	源 頼朝	2	源 頼明			イ

29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
107	106	103	101	⑨④	90	88	84	83	⑧②	73	69	63	60	57	50	48	43
樋口〈藤原〉大宮殿〈局〉	松殿〈藤原〉師家	九条〈藤原〉良実	北条実時	九条〈藤原〉道家	北条時氏	北条時実	北条重時	北条朝時	九条〈藤原〉頼経	坊門〈藤原〉忠信	坊門〈藤原〉信清	九条〈藤原〉良経	北条時房	藤原頼通	北条泰時	源義経	源希義
56	41	46	62	34					45	29	30	15	20	28	26		
樋口〈藤原〉大宮殿〈局〉	松殿〈藤原〉師家	九条〈藤原〉良実	北条実時	九条〈藤原〉道家					九条〈藤原〉頼経	坊門〈藤原〉忠信	坊門〈藤原〉信清	九条〈藤原〉良経	北条時房	藤原頼通	北条泰時		
			29		21	22	19	18					15		16	7	14
			北条実時		北条時氏	北条時実	北条重時	北条朝時					北条時房		北条泰時	源義経	源希義
イ	イ	イ	ア	イ	エ	エ	エ	エ	イ	イ	イ	イ	ア	イ	ア	エ	エ

(イ)……………①時政(一七四条)、②宗時(五条)、③義時(三四七条)、④政範(四条)、⑤女子(〈將軍家源頼朝室政子〉三〇三条)、⑥女子(〈足利義兼室〉二条)、⑦女子(〈阿野全成室阿波局〉七条)、⑧女子(〈稻毛重成室〉四条)、⑨女子(〈三条実宣室〉一条)、⑩泰時(五一二条)、⑪女子(〈一条実雅室・唐橋通時室〉六条)、⑫時氏(二九条)、⑬時実(五条)、⑭女子(〈三浦泰村室〉七条)、⑮女子(〈北条朝直室〉一条)、⑯女子(〈富士姫〉二条)、⑰経時(九二条)、⑱時頼(三四五条)、⑲時定(四〇条)、⑳女子(〈將軍家九条頼嗣室檜皮姫〉一三条)、㉑時輔(〈時利〉四五条)、㉒時宗(六九条)、㉓宗政(二五条)、㉔宗頼(二条)、㉕女子(〈時頼子女〉二条)の二五名・二〇四二条

(ロ)……………①時房(三二七条)、②時盛(二一条)、③時村(三条)、④資時(一九条)、⑤朝直(二四一条)、⑥時直(六〇条)、⑦時定(六五条)、⑧時親(三二条)、⑨時員(二三条)、⑩女子(〈北条長時室〉一条)、⑪時隆(四〇条)、⑫時広(八四条)、⑬時成(五条)、⑭朝房(一五条)、⑮頼直(一三条)、⑯宣時(〈時忠〉五〇条)、⑰時仲(四七条)、⑱朝貞(二条)、⑲清時(六九条)、⑳時通(一五条)、㉑政房(五条)の二二名・一〇三七条

(ハ)……………①朝時(七五条)、②光時(三九条)、③時章(九七条)、④時長(三四条)、⑤時幸(二二条)、⑥時兼(一三条)、⑦教時(八八条)、⑧時基(四三条)、⑨親時(四条)、⑩公時(六九条)、⑪頼章(三条)、⑫長頼(二八条)、⑬宗長(一条)の一三名・五〇六条

(ニ)……………①重時(一七二条)、②為時(二条)、③長時(七〇条)、④時茂(二七条)、⑤義政(四三条)、⑥業時(七一条)、⑦忠時(五条)、⑧女子(〈北条時頼室道果〉二〇条)、⑨女子(〈宇都宮経綱室〉一条)、⑩義宗(〈宮王〉一条)の一〇名・四二二条

(ホ)……………①政村(二一九条)、②通時(一六条)、③時村(五〇条)、④厳斎(二条)、⑤女子(〈北条業時室〉四条)の五名・

二九一条

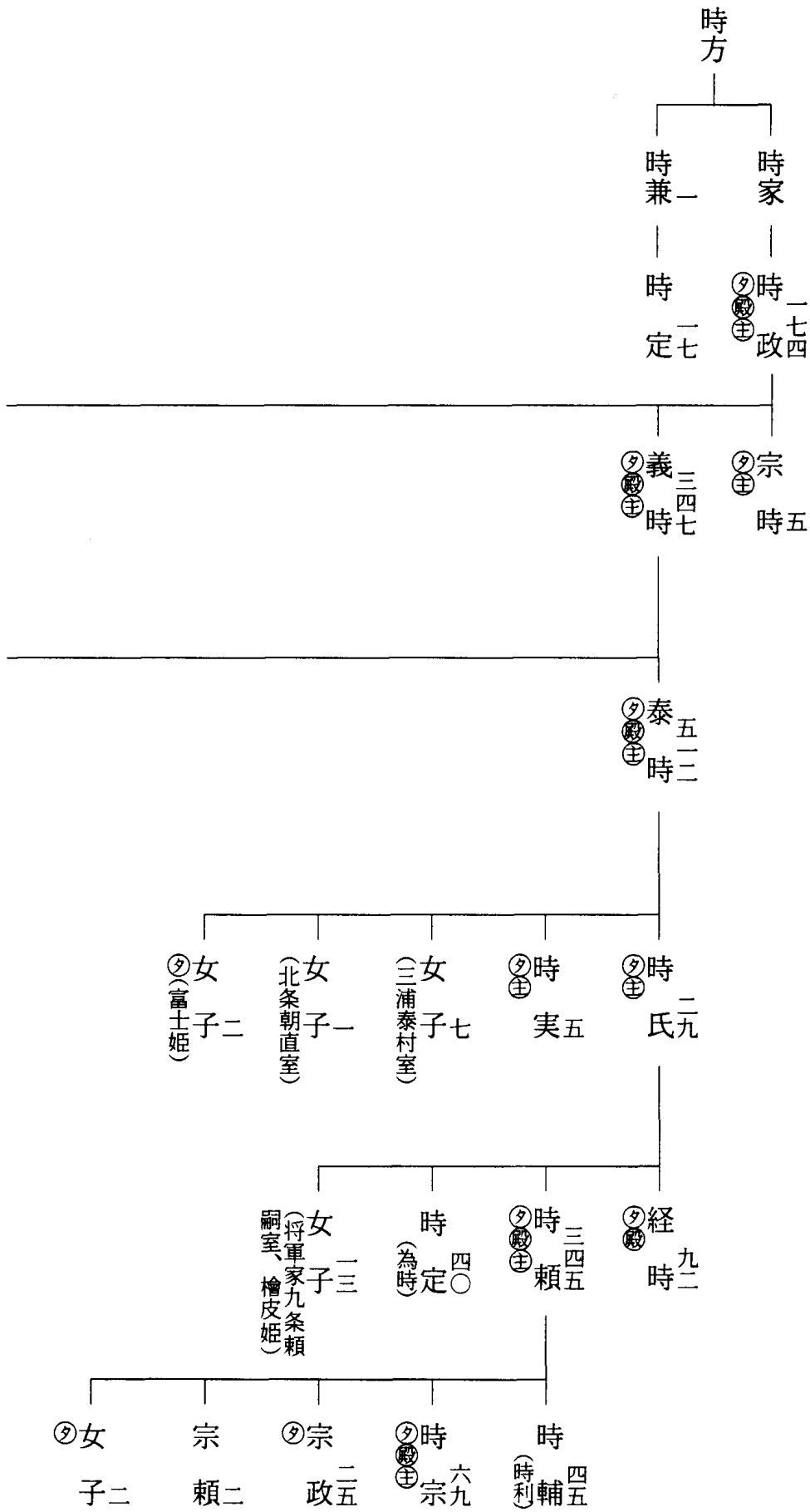
- (ヘ)……………①実泰（〈実義〉二二条）、②実時（二六一一条）、③顕時（〈時方〉三八条）の三名・二二一条
 (ト)……………①有時（五二条）、②時基（四三条）、③兼時（二二条）、④通時（二六条）の四名・一二三条
 (チ)……………①時兼（二条）、②時定（二七条）の二名・一八条

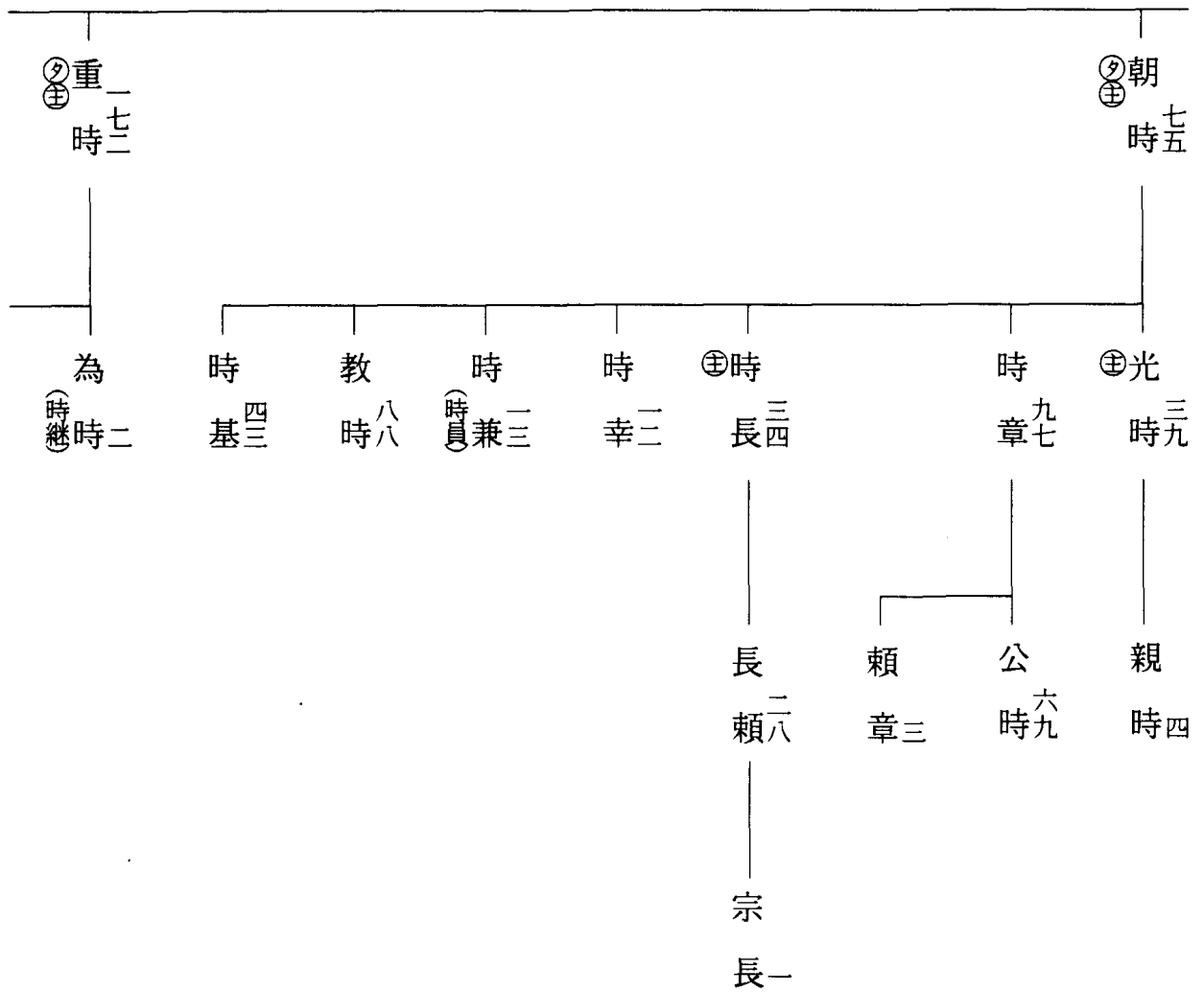
これによって知られるのは、(一)、北条氏諸流中、員数・所見条数ともに最も卓越しているのは、いわゆる(イ)の得宗家流であることと、(二)、この得宗家流以外の各諸流における、その員数・所見条数は、件の得宗家流からの系譜的邇遐の度合にはば対応する形での増減現象が認められることである。これら(一)(二)に述べたことは、とりもなおさず、同書における北条氏、中に就き、その得宗家流に所属する人々に関わる事柄・事蹟を殊のほか重視する意識を基調精神として、その記載・記述が為されていることを語り示しており、そしてこれは、同書における北条氏の所見条数に関して、

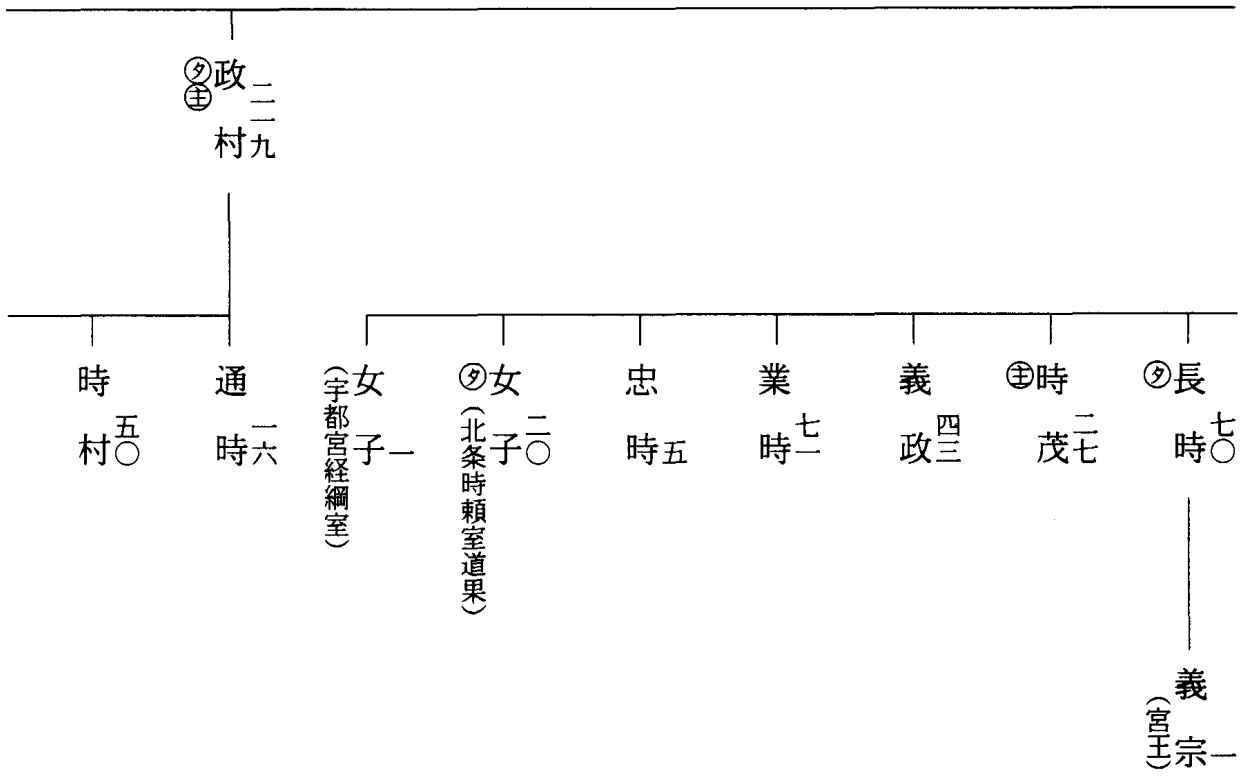
- 一位 泰時（義時子息） 五二二条
 二位 義時（時政子息） 二四七条
 三位 時頼（時氏子息） 三四五条
 四位 時房（時政子息） 三二七条
 五位 政子（時政子女） 三〇三条

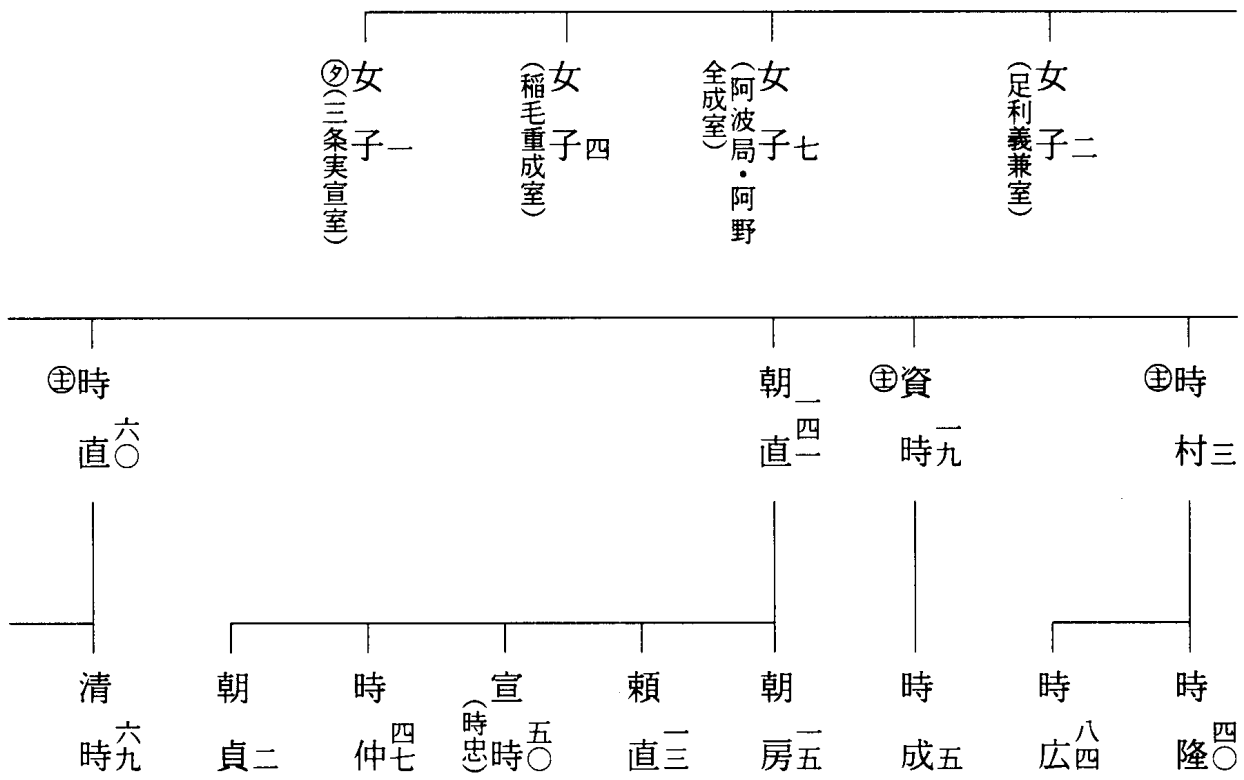
という上位の五位までを占める五名のうち、四位にランクされている時房の一名を除く四名が、実に得宗家流に所属する人々であることや、小稿において取り上げた「タマフ」〔給〕〔御〕字を以って表現されている者（A）、人名下に

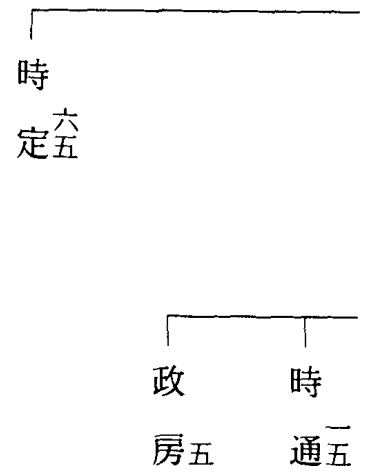
「吾妻鏡」所見北条氏系譜











〔備考〕人名の右に記した数字は所見条数を示し、左の④は「タマフ」と表現されている事例、⑤は人名下に「殿」字が付記されている事例、⑥は人名下に「主」字が付記されている事例、⑦は人名下に「主」字が付記されている事例が各々所見される者であることを示す。

「殿」字が付記されている者(B)、人名下に「主」字が付記されている者(C)のいずれにおいても、

表現・表記

諸流	(A)	(B)	(C)	合計 (100%)
イ	一四名 (約六三・六%)	七名 (約七七・八%)	八名 (約三六・四%)	二九名 (約五四・七%)
ロ	一名 (約四・五%)	一名 (約一一・一%)	四名 (約一八・二%)	六名 (約一一・三%)
ハ	一名 (約四・五%)	—	三名 (約一三・六%)	四名 (約七・五%)
ニ	三名 (約一三・六%)	—	二名 (約九・一%)	五名 (約九・四%)
ホ	一名 (約四・五%)	—	一名 (約四・五%)	二名 (約三・八%)

へ	二名(約九・一%)	一名(約二一・一%)	三名(約一三・六%)	六名(約一一・三%)
ト	——	——	一名(約四・五%)	一名(約一・九%)
合計	二三名(一〇〇%)	九名(一〇〇%)	二三名(一〇〇%)	五三名(一〇〇%)

というように、北条氏の諸流中、(イ)、すなわち得宗家流における(A)(B)(C)の各数値が、他余の諸流における(A)(B)(C)のそれよりも、特段に凌駕していることなどにも端的に詮表されているといえよう。

上來試みてきた「タマフ」「給」「御」「殿」「主」両字の被表記者についての考検は、同書の編纂者が諸氏族の中で北条氏を如何ように評価し、位置づけしているか、はたまた、北条氏諸流の中で得宗家流を如何ように評価し、位置づけしているか、といった事柄についての実態の一斑を実証的に考究し、あるいは解明する上において一つの有用な手立てとなりえようし、これによってまた、同書の成立や性格の一端を闡明することも可能となろう。